
平成24年第1回大和町議会定例会会議録

平成24年2月27日（月曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総 ま ち づ く 課 務 り 長	千 葉 恵 右 君	会計管理者兼 会 計 課 長	八 島 時 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	森 茂 君
町 民 課 長	内 海 賢 一 君	総 ま ち づ く 対 策 務 り 官	石 垣 敏 行 君
環境生活課長	菅 原 敏 彦 君	産 業 振 興 課 企 業 誘 致 官 対 策	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬 戸 正 志		

議事日程〔別紙〕

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「会期の決定について」
- 日程第 3 「議案第 1 号 大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例」
- 日程第 4 「議案第 2 号 大和町と宮城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例」
- 日程第 5 「議案第 3 号 大和町連絡区設置条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 4 号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 5 号 大和町税条例の一部を改正する条例」
- 日程第 8 「議案第 6 号 大和町農林漁業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 9 「議案第 7 号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第 10 「議案第 8 号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例」
- 日程第 11 「議案第 9 号 大和町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」
- 日程第 12 「議案第 10 号 平成 23 年度大和町一般改正補正予算」
- 日程第 13 「議案第 11 号 平成 23 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 14 「議案第 12 号 平成 23 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 15 「議案第 13 号 平成 23 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」
- 日程第 16 「議案第 14 号 平成 23 年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」
- 日程第 17 「議案第 15 号 平成 23 年度大和町落合財産区特別会計補正予算」
- 日程第 18 「議案第 16 号 平成 23 年度大和町奨学事業特別会計補正予算」
- 日程第 19 「議案第 17 号 平成 23 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第 20 「議案第 18 号 平成 23 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第 21 「議案第 19 号 平成 23 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第 22 「議案第 20 号 平成 23 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第 23 「議案第 21 号 平成 23 年度大和町水道事業会計補正予算」

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕



午前9時58分 開会前

事務局長 (浅野喜高君)

皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議長から表彰状の伝達をさせていただきます。

去る2月9日に全国町村議会議長会並びに2月15日に宮城県町村議会議長より、馬場久雄議員、浅野正之議員、鶉橋浩之議員、上田早夫議員、大友勝衛議員の5名の方々が地方自治功勞により表彰を受けられました。また、このたび全国町村議会議長会より、大和町議会だよりが第26回町村議会広報全国コンクールにおきまして奨励賞として表彰を受けられました。さらに、宮城県町村議会議長会からも大和町議会だよりが特選議会として表彰を受けられましたので、ここで議長から表彰状の伝達をさせていただきます。

受賞者のお名前をお呼びいたしますので、前に進んでお受け取り願います。

それでは、受賞者のお名前をお呼びいたしますので、前に進んでお受け取りを願います。

初めに、地方自治受賞者の方々をお呼びいたします。

馬場久雄様、前にお進みください。

〔表彰状伝達〕

事務局長 (浅野喜高君)

浅野正之様、前の方にお進み願います。

〔表彰状伝達〕

事務局長 (浅野喜高君)

鶉橋浩之様、前の方にお進み願います。

〔表彰状伝達〕

事務局長 (浅野喜高君)

上田早夫様、前の方にお進み願います。

〔表彰状伝達〕

事務局長 （浅野喜高君）

大友勝衛様、前の方にお進みください。

〔表彰状伝達〕

事務局長 （浅野喜高君）

まことにおめでとうございました。

続きまして、議会広報選考会入選議会表彰の伝達を行います。

大和町議会広報調査特別委員会委員長堀籠英雄様、副委員長平渡高志様、前の方にお進み願います。

〔表彰状伝達〕

事務局長 （浅野喜高君）

おめでとうございました。

ここで、大須賀議長からお祝いの言葉がございます。

議 長 （大須賀 啓君）

一言お祝いの言葉を申し上げます。

本日、平成24年第1回大和町議会定例会の開会に当たり、議員各位のご臨席のもとに、去る2月9日に全国町村議会議長会より並びに2月15日に宮城県町村議会議長会より地方自治功労者として馬場久雄議員、浅野正之議員、鶉橋浩之議員、上田早夫議員、大友勝衛議員の5名の方が表彰されました。また、大和町議会だより、全国町村議会議長会より奨励賞、さらには町村議会議長会より特選議会として表彰されました。まことにおめでとうございました。

議会を代表いたしまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

表彰を受けられました議員各位におかれましては、長年にわたり町議会議員として在職され、豊かな識見ととうとい経験、そして卓越した手腕を持って地方自治の発展に貢献されました。その功績に対して表彰に浴されたのであります。このことは、本人はもとより議会の名誉でもあります。

ここに、町勢発展と住民福祉の向上に寄与されましたご功績に対しまし

て、衷心より敬意と祝意を申し上げます。

また、大和町議会だよりにつきましては、昨年に引き続き二度目の連続受賞であり、議会広報調査特別委員会の皆様のご努力に感謝と敬意を表する次第であります。大変おめでとうございます。

受賞者各位におかれましては、今後一層ご自愛の上、地方自治の限りない進展のためにご活躍されますよう心からご祈念を申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。大変おめでとうございます。

事務局長 （浅野喜高君）

ここで、地方自治功勞を受賞されました5名の議員を代表いたしまして、鶉橋議員より御礼のごあいさつがあります。よろしく申し上げます。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

表彰者を代表いたしまして、一言お礼のごあいさつを申し述べさせていただきます。

今般、私ども5名の議員が全国議長会会長、そして宮城県議長会会長から自治功勞の表彰の榮に浴することができました。このことは、長い間私たちの議員活動を支えていただきました多くの町民の皆様のお支えとご協力、そして大須賀議長初め大和町議会の議員諸公の皆さん、浅野町長を初めとする執行部の皆様方のご指導とご鞭撻によるものと深く心から敬意と感謝を申し上げているものでございます。

特に、ただいま大須賀議長からは、これまた身に余るお祝いの言葉を賜りました。今後私たちそれぞれ目指す方向違ってはございますけれども、今まで以上にきょうの表彰をばねに誠心誠意努力研さんを積んでまいり覚悟でございます。

最後に、本町議会の今後ますますの活性化と充実、そして我が大和町の限りない発展をご祈念を申し上げまして、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

事務局長 （浅野喜高君）

ありがとうございました。

以上で地方自治功労表彰並びに議会広報選考委員会議会表彰の伝達式を終わります。

ここで代表監査委員をご紹介させていただきたいと思います。

12月定例会で代表監査委員に任命されました渡邊 仁代表監査委員が今回の定例会から出席いたしておりますので、ここでご紹介をさせていただきたいと思います。

代表監査委員 (渡邊 仁君)

どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

午前10時15分 開 会

議 長 (大須賀 啓君)

ただいまから平成24年第1回大和町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、14番中川久男君及び15番中山和広君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月9日までの12日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月9日までの12日間に決定しました。

諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。

町長より施政方針の表明があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

第1回大和町議会定例会開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成24年第1回大和町議会定例会が開会されるに当たりまして、平成24年度行財政運営の考え方と一般会計当初予算案を初めとします諸議案の概要についてご説明申し上げますので、議員皆様のご理解とご協力を賜りますとともに、ご審議のほどをよろしくお願いしたいというふうに思います。

初めに、ただいま議長からご披露がございましたが、平成8年から4期にわたり議会議員として地方自治の振興発展にご貢献されましたご功勞により、全国町村議会議長会並びに宮城県町村議会議長会から表彰を受けられました馬場久雄議員、浅野正之議員、鶉橋浩之議員、上田早夫議員、大友勝衛議員には、まことにおめでとうございませう。町民を代表いたしまして、改めてお祝いを申し上げます。

皆様方の長年のご勞苦に対しまして心より敬意を表しますとともに、今後のご活躍とご健康をご祈念申し上げます。

そして、大和議会広報調査特別委員会の皆様方にも、さきの選考会におきまして県町村議会選考会におきまして特選、そして全国議長会からは奨励賞ということで表彰をされたところでございませう。大変おめでとうございませう。連続しての表彰ということで、委員の皆様方のご苦勞、大変並々ならぬものがあつたというふうに思っております。ますますのすばらしい議会広報活動をよろしくお願いしたいと思います。

さて、昨年3月11日午後2時46分に発生いたしました観測史上最大のマグニチュード9.0という東日本一帯を襲った巨大地震は、我が宮城県を中心に全国で死者1万五千八百数十名、さらに行方不明三千二百数十名、全壊及び半壊家屋合わせて37万戸に及び、ピーク時におけます停電は800万世帯、断水世帯180万世帯となり、史上最悪の大惨事となったところでございます。

本町の被害状況につきましては、1月末の状況でございますが、全壊41戸、47世帯、大規模半壊41戸、44世帯、半壊221戸、236世帯、一部損壊2,705戸に及んでおり、り災証明発行枚数は8,044枚、町税等の減免額につきましては、町県民税1,070万円、固定資産税2,820万円、国民健康保険税2,130万円、介護保険料988万円に達しております。

今回の震災につきましては、地震の揺れや津波による直接の被害と電気や水道のライフラインの停止、そして燃料や食料品等の供給不足、さらには原発事故によります放射能汚染の複合災害であり、極めて複雑な状況下での対応ではございましたが、最悪の状況を想定しての防災対応の重要性と、目的に向かって組織一丸となった対応の必要性を痛感したところでございます。そして、世界規模で行われております救助支援活動や自衛隊、各国支援チーム等によります救助活動の機動性を深く認識し敬服いたしましたところでございます。

そして、これまで本町の復興に対し、多くのご支援、ご援助を賜りました皆様方に改めて衷心より御礼と感謝を申し上げます。

さて、我が国の経済状況は、東日本大震災により深刻な打撃を受け、マイナス成長が2四半期半年間続くなど、平成23年度は非常に厳しい状況からのスタートとなりました。その後、官民の総力を結集した復旧・復興努力を通してサプライチェーンの急速な立て直しが図られ景気は持ち直しに転じましたが、夏以降は急速な円高の進行や欧州政府債務危機の顕在化による世界経済の減速が景気の持ち直しに支障を来しているところでございます。

こうした背景の中、昨年12月閣議決定されました国の平成24年度予算編成の基本方針は、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林業の再生、エネルギー・環境政策の再設計

の五つの重点分野を中心に日本再生に全力で取り組むとともに、既存予算の不断の見直しを行うとしたものでございます。

このような方針に基づいて編成されました平成24年度の一般会計予算の規模は、総額90兆3,339億円、対前年度比2.2%減の予算編成となり、現在国会審議中でございます。

国の予算編成に伴いまして、平成24年度地方財政対策の決定もされたところでございますが、総額81兆8,700億円程度の支出規模に対し13兆6,800億円程度の財源不足が見込まれ、第1段の国におけます既往法定加算、地方交付税の増額、財源対策債の発行及び起債充当率の引き上げ対策、さらに新たに本年度から平成26年度までは地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用を行った上でも不足する財源7兆6,700億円につきましては、第2段として国と地方が折半して負担することになったものであります。地方負担分は臨時財政対策債の借り入れ増加による穴埋めとなっております。

このような内容を含んでのものではありますが、地方交付税、地方譲与税、臨時財政対策債に地方税を加えた地方一般財源総額は、平成23年度と同等の規模が確保される見通しとなったものでありますので、予算並びに予算関連法案の国会審議、成立を見守ってまいりたいと考えております。

次に、町の平成24年度予算編成についてでございます。

予算編成は、昨年10月27日に開催した予算編成説明会におきまして編成方針を示すことによりスタートしたものでございますが、今年度は平成21年3月に策定いたしました第四次総合計画の3カ年スパンでの第2次実施計画の初年度でございまして、また昨年度から策定いたしました中期財政見通しでは厳しい年度であり、大震災対応の2年度目であることから、復興事業執行に加え町の課題への対策対応を図ることとしたものでございます。

このため、11月の庁議におきまして中期財政見通しの説明周知と予算編成方針の意図に沿った予算要求書作成を指示し、諸般の社会経済情勢の変化に対応し得る弾力性を持った予算編成について指示したところでございます。

方針におきましては、国全体の動向を見守りながらも、東日本大震災に

より大きな打撃を受けた現状を踏まえ、復興必要施策を進めつつ普通建設事業や臨時的経費については、中期財政見通しの厳しい今後2年間を見通しての編成としたものであります。

あわせて、事業計画、事業配分に当たりましては、常に大震災後の極めて苦しい状況下から捻出された貴重な財源であることを踏まえること、さらに現年度執行状況の評価から工夫を加え、削減可能なものを的確にとらえ効率的編成により第四次総合計画の目指す「活力に満ちたまち・みやぎの中核都市・大和」の実現推進を図ることとしたものでございます。

また、第四次総合計画におけます第2次実施計画期間である平成24年度から平成26年度までの重点主要事業・施策の検討のため、前倒しで主要事業ヒアリングを行ったものでございます。

編成いたしました予算を通して新年度の町財政を見ますと、歳入面では転入者や進出企業操業、景気の持ち直し見通しから、個人町民税が約3,600万円、法人町民税が2,400万円の増加、固定資産税においては企業の減免等の影響で前年度並みの計上となり、町たばこ税につきましては、税率の変更により約2,800万円の増加があり、町税全体では約8,800万円の増額計上といたしております。

一方、平成23年度収入状況や平成24年度地方財政対策から地方消費税交付金については増額、地方譲与税、自動車取得税交付金等については減額を、臨時財政対策債は前年度より1億1,560万円増の4億4,510万円とし、その他災害復旧事業債や宮床中学校体育館建設に伴います教育債を含め、町債総額2億3,360万円増の5億7,530万円を見込み、歳出公債費元金償還額との比較で年度末町債残高は約1億1,000万円減少する見通しとなっております。

子ども手当支給に関する国庫支出金につきましては、昨年10月より支給額の改正があったことにより減額見込みであります。災害復旧費補助金、教育費補助金の増加があり、結果として増額となったものでございます。

また、地方交付税につきましては、地方財政対策で0.5%の増加となったところでございますが、本町の場合交付税算定の基準財政収入額が企業進出により大幅に伸びる見込みであることから、普通交付税で2億6,300万円の減額を見込んでおります。

基金繰入金は、企業立地奨励金対応のための財政調整基金から2億1,600万円と宮床中学校屋内体育館建設のための学校公社建設基金からの2億1,200万円の繰り入れを見込んでおります。

次に、町内への進出企業動向でございますが、昨年10月末に東京エレクトロン宮城株式会社様の本格的生産活動と並行して、同社との取引企業であり大和リサーチパークや大和流通・工業団地に進出をいただきましたスズデン株式会社様、旭陽電気株式会社様、さらには株式会社ニューテック様なども操業となりましたほか、大和インター周辺流通団地内に立地建設を進めておりました株式会社スズケン様の宮城物流センターも完成し稼働となりました。

また、第一仙台北部中核工業団地内で操業をしておりますトヨタ自動車東北株式会社様におきましては、東北復興支援のため計画を前倒しをして小型ハイブリッド車用エンジン生産について昨年7月に公表がなされ、本年11月末には生産体制を整え、12月末の本格稼働と初出荷を目指して、現在工事が急ピッチに進められているところでございます。

さらに、東京エレクトロン宮城株式会社様やトヨタ自動車東北株式会社様並びにセントラル自動車株式会社様の動向もありまして、町内には高度電子機械産業や自動車産業関連企業等の事業所、営業所の開設も増加してきております。

なお、トヨタ自動車東北株式会社様とセントラル自動車株式会社様並びに関東自動車工業株式会社様の3社は、本年7月に合併を行いましてトヨタ自動車東日本株式会社として誕生する予定でございます。こうしたことによりさらなる躍進が見込まれ、今後も地域内の活性化と雇用への弾みとなるよう施策の展開を図ってまいります。

また、仙台港周辺で東日本大震災により未曾有の被害を受けたレンゴー株式会社様、フクダ電子株式会社様、愛知車輛興業株式会社様におかれましては、震災後、本町の地の利と事業活動を展開する上での安全性を考慮いただき、町内の工業団地等に進出を決定され、現在ことし中の操業に向けて新工場や事業所の建設が進められておるところでございます。

新たな企業の進出情報といたしましては、リサーチパーク隣接の県有地に半導体製造装置の部品加工を手がけますササキ株式会社様の進出が決定

いたしました。

なお、今後もあらゆる機会を通じまして、進出可能性のある企業の誘致に向けて積極的に取り組んでまいり所存でございます。

次に、幼児教育の充実と待機児童解消対策の観点から取り組んでまいりました、たちばな会様によります民設民営の菜の花保育園は、昨年4月から72名のお子さんたちをお預かりしてスタートいたしました。また、同保育園では、1月末の延べ数で、延長保育1,810名、一時預かり保育557名の実績を上げており順調な運営が行われておるところでございます。

さらには、旧大和町役場跡地に社会福祉法人の柏松会様によりまして民設民営で開設が決定しております大和町保育所でございますが、平成25年4月の開園予定として、充実した保育事業と円滑なスタートを目指して、ことし4月より大和町保育所におきまして合同保育事業の実施を予定しておるところでございます。

また、学力向上対策でございますが、全国学力・学習状況調査とともに全学年の標準学力調査を行い、その分析と対策に取り組んでまいります。

昨年は、大地震の影響により全国学力・学習状況調査は中止となったものの、これまでの各種調査を通して把握しました「指導上大切にすべてき何項目かを国語、算数・数学における指導の重点として」を指導計画に含んでおりますので、今年度も継続して指導に当たることとしております。

また、家庭学習時間の不足に対する対策としましては、昨年から全小・中学校で「家庭学習ノート」を配付し、それぞれの児童、生徒が「家庭学習の手引き」をもとに家庭で学習したものを翌日先生に提出し指導してもらうことによって、「家庭学習の習慣化と家庭学習時間の増加につなげていきたい」との思いから取り組みを始めましたが、家庭学習に取り組む児童・生徒が大きく増加し、学習時間もふえる傾向が見られていますので、24年度も継続して進めてまいります。

学力の向上のためには、先生方の授業における指導と、主体的に学習に取り組もうとする児童・生徒の意欲や保護者の協力が一体となって推進されることが必要でありますので、その意識づけ、体制づくりに一層力を入れていきたいと考えておるところでございます。

それでは、新年度予算につきまして、重点事項、主要事業を主体にご説

明申し上げます。

まず初めに、宮床中学校屋内運動場の建設事業でございますが、昨年度より今年度建設整備を目標に実施計画に取り組んでまいりましたが、中学校PTAのご意見、ご要望をいただきながら計画がまとまり、また財源確保の見通しがつきましたことから、年度内完成を目指し整備を行うことといたしました。式典の開催や部活動にご不便をかけておりましたが、その解消と今後も増加する生徒数に十分に対応できるより充実した施設の完成を目指してまいります。

次に、これまで子育て支援対策として取り組んでまいりました所得制限なしでの小学校就学前までの通院及び入院医療費並びに中学校までの入院に係る医療費の無料化につきましては、本年4月から大和町あんしん子育て医療費助成といたしまして中学生までの医療費完全無料を実施いたします。

次に、土木関係の交通ターミナル事業につきましては、平成23年度は平面整備の工事を行い、新年度は待合室やトイレ、舗装等の最終整備を実施し、平成25年4月に利用開始とするスケジュールを考えておるところでございます。

また、継続して実施しております町道吉田落合線整備につきましては、新年度工事より暫定2車線の整備終了となり、国道457号線と結ばれることとなり、地域交通の一層の利便性が図られるものと期待するものでございます。

次に、水田農業対策についてであります。国の施策として水田の有効活用により食料供給力向上を目標に実施されておりますが、農業を取り巻く環境は、流通のグローバル化や資材高騰、生産物の価格低迷などにより一層厳しい状況に置かれている状況を踏まえ、農業者皆様の立場に立つての早期情報の提供や対策の運用推進に努めてまいります。

また、農業の役割につきましては、食料需給のみならず環境保全への寄与も大きいことから、農地・水保全管理支払交付金事業を新年度より新たな5年間として取り組むことといたしまして、農家の皆様や農家以外の方とともに農村環境の保全対応を図ってまいります。

次に、平成21年度から実施しております新エネルギー利用促進事業につ

いてでございますが、3年目を迎えた今年度の現時点の実績は、住宅用太陽光発電施設で57件、739万6,000円、ハイブリッド車購入で46件、541万3,000円の合計1,280万9,000円となっております。

この新エネルギー利用促進事業につきましては、3年間、5,000万円の事業費を想定しておりましたので、平成21年度分からの合計で4,973万円の累計となりましたことから、当初目標どおりの実績となったところでございますが、震災におけるエネルギーの重要性やさらなる定住促進を推進する観点から、新年度につきましては住宅用太陽光発電施設助成で1,000万円の措置を行い、制度の継続を図ったものでございます。

また、企業立地奨励金につきましては、この施策寄与も含め多くの企業進出が決定、操業開始により、新年度は5億2,500万円を措置しているところでございます。

次に、災害復旧事業費としまして、土木施設災害復旧費並びに農業用施設災害復旧費で合計2億8,300万円の措置を行い、引き続き震災復興対応を図ろうとするものでございます。

以上が平成24年度重点事業及び主要事業とするところでありますが、継続して第四次総合計画の実現に向け、計画各項目目標に沿った事業も予定しているところでございます。

以上の内容を盛り込みました一般会計当初予算額の概要でございますが、一般会計予算総額は86億1,300万円で、前年度に比較して7億1,360万円、9%の増となったところでございます。

これに充てます財源につきましては、町税34億5,940万6,000円、地方交付税17億6,273万6,000円、国庫支出金9億6,126万5,000円、県支出金4億5,501万円、町債5億7,530万円とその他の収入のほか、財政調整基金2億1,600万円、学校校舎建設基金2億1,197万円等の取り崩しをもって充当することといたしております。

次に、特別会計当初予算について申し上げます。

まず、国民健康保険事業勘定特別会計で後期高齢者支援金等の増加から前年比1.2%の増額を、介護保険事業勘定特別会計は保険給付費の増加によりまして8.5%の増額となっております。

財産区特別会計につきましては、3財産区会計ともそれぞれの所要の措

置をいたしております。

奨学事業特別会計は、大学生貸付額の増を見込み約11%の増額といたしております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、広域連合納付分及び人件費の調整から9.8%の増となったものでございます。

下水道事業特別会計につきましては、補助事業での管路長寿命化や単独事業での末端管路整備並びに管理が主体となっております。公債費償還も含めて減額の措置といたしております。

農業集落排水事業特別会計におきましては、区域内の加入促進とともに維持管理業務経費としての公債費元金償還増を措置したものでございます。

戸別合併処理浄化槽特別会計につきましては、対象区域内10基の設置工事により水洗化率の向上と設置浄化槽の維持管理経費を措置したものでございます。

水道事業会計につきましては、簡易水道事業統合のための上水道経営認可変更設計委託や鶴巣、落合地区への配水管強化事業と施設の計画的修繕及び老朽管の布設がえを行い、安全・安心、安定的な給水に資するように維持管理に努めてまいります。

水道事業会計を除きます平成24年度の各種会計予算の総額は134億1,843万円となり、前年度当初予算と比較して6.8%、8億4,935万7,000円の増となったところでございます。

次に、平成23年度補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第10号の一般会計につきましては、農業費で緑の分権調査事業といたしまして5,000万円の計上、土木費では路面凍結への対処として融雪財散布等除雪経費に4,000万円の追加と下水道事業への災害復旧事業繰り出し基準に基づきます繰出金7,000万円を計上いたしております。

その他各種事業執行に伴います精算措置を行った上で、補正予算において震災対応のため取り崩しを予定いたしました財政調整基金繰入金2億8,050万円の取り崩しは、財源調整がついたことによりまして繰り入れゼロといたしました。

補正額は4億9,169万3,000円を減額し、総額を101億5,615万2,000円とするものでございます。

これらの財源措置といたしましては、町税 1 億 8,630 万 1,000 円、県支出金 6,059 万 5,000 円、財産売払収入 3,146 万 7,000 円、繰越金 567 万 1,000 円の追加や一部整理減額での対応といたしております。

議案第 11 号及び議案第 12 号の国民健康保険事業勘定特別会計及び介護保険事業勘定特別会計につきましては、保険給付費の増額見込み及びその他経費の調整により増額措置をいたしております。

議案第 13 号から議案第 15 号までの 3 財産区補正予算は、それぞれ事業確定見込みにより減額補正でございます。

議案第 17 号後期高齢者医療特別会計は、広域連合納付金の精算減額を措置したものであり、議案第 18 号の下水道事業特別会計は、災害関連事業の確定見込みにより減額措置をしたものでございます。

水道事業会計及びその他会計につきましては、おのこの会計における事務事業執行の結果により減額精算等の措置をいたしたものでございます。

以上が平成 23 年度補正予算の概要でございますが、国におきましては平成 23 年度第 3 次補正予算が昨年 11 月に可決されました。過去二番目の大型補正といたしまして 12 兆 1,000 億円が計上されまして、このうち東日本震災復興費には 9 兆 2,000 億円が充てられております。また、異例ではございますが、第 4 次補正予算も編成され 2 月 8 日成立いたしておりますが、この中には 3,608 億円の地方交付税交付金も見込まれているところでございます。

これら補正に関連しまして、震災によります起債を震災復興特別交付税に振りかえる措置や補助金の増額措置については、現在、国、県及び市町村が一体となり精査作業が進められておりますが、作業途上であるために明確な金額内示等はまだ行われておりませんので、3 月末までの確定分につきましては専決措置により対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

次に、予算以外の議案についてご説明を申し上げます。

議案第 1 号は、先ほどご説明申し上げました子育て支援の一環として「中学校 3 年生までの通院無料化」を実施するために、大和町乳幼児医療費の助成に関する条例を全部改正し、大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例として制定するもの。

議案第2号は、東日本大震災により被害を受けました中小企業者等の事業再生を支援するため、宮城県信用保証協会が有する求償権に基づく町の回収納付金を受け取る権利の放棄について定めるもの。

議案第3号は、杜の丘区の分区に伴い条例の改正を行うもの。

議案第4号は、平成23年9月の人事院勧告に基づき、一般職員の給与に関し勧告どおり改正を行うもの。

議案第5号は、地方税法の改正に伴い、町税条例の一部を改正するもの。

議案第6号は、冷房器具を設置した施設について、使用した場合の料金を設定し、使用料を徴収しようとするもの。

議案第7号は、第5期介護保険事業計画の見直しにより、町の介護保険条例の一部を改正するもの。

議案第8号は、地域主権一括法が公布され、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、条例の改正を行うもの。また、あわせて町営住宅を取り巻く昨今の状況変化により必要な改正を行うもの。

議案第9号は、スポーツ振興法の全部改正によりスポーツ基本法が制定されたことに伴い、関係条例の整理を行うもの。また、附則において特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の「スポーツ振興審議会」及び「体育指導委員」の名称変更を行うもの。

議案第34号から議案第36号は、「大河原町外1市2町保健医療組合」の名称を「みやぎ県南中核病院企業団」に改めることに伴い、地方自治法の規定に基づき規約変更のため議会の議決を求めるものでございます。

なお、今会期中に契約案件と町道路線の廃止認定案件を追加させていただき予定にしておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

以上が平成24年度に執行いたします町政の基本方針と提出議案の概要でございますが、何とぞよろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。あいさつといたしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

議長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

-
-
- 日程第 3 「議案第 1号 大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例」
- 日程第 4 「議案第 2号 大和町と宮城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例」
- 日程第 5 「議案第 3号 大和町連絡区設置条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 4号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 5号 大和町税条例の一部を改正する条例」
- 日程第 8 「議案第 6号 大和町農林漁業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 9 「議案第 7号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第10 「議案第 8号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例」
- 日程第11 「議案第 9号 大和町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」
- 日程第12 「議案第10号 平成23年度大和町一般改正補正予算」
- 日程第13 「議案第11号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第14 「議案第12号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第15 「議案第13号 平成23年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」
- 日程第16 「議案第14号 平成23年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」
- 日程第17 「議案第15号 平成23年度大和町落合財産区特別会計補正予算」
- 日程第18 「議案第16号 平成23年度大和町奨学事業特別会計補正予算」
- 日程第19 「議案第17号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第20 「議案第18号 平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第21 「議案第19号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第 2 2 「議案第 2 0 号 平成 2 3 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

日程第 2 3 「議案第 2 1 号 平成 2 3 年度大和町水道事業会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 3、議案第 1 号 大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例から日程第 23、議案第 21 号 平成 23 年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民課長内海賢一君。

町民課長 （内海賢一君）

議案第 1 号 大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例についてご説明申し上げます。

初めに、改正の要旨と改正内容についてご説明申し上げます。

改正の要旨としましては、平成 24 年 4 月 1 日から町の施策として中学生の 15 歳まで医療費の無料化を実施いたすこととなりましたことから、条例、規則について所要の改正を行うものでございます。

改正内容としましては、大和町乳幼児医療費の助成に関する条例の一般的な文言の修正なども含め全部改正するものでございます。

名称につきましては、「大和町乳幼児医療費」を「大和町あんしん子育て医療費」に変更いたすものでございます。

対象者の定義といたしましては、第 1 条、第 2 条において、「乳幼児」を「乳幼児及び小・中学生」とするものであります。

第 1 条に「未来を担う子どもの健やかな成長に寄与すること」を新たに目的へ入れてございます。

第 2 条であります。

対象につきましては、6 歳から 15 歳と年齢を拡大いたすものでございます。その他文言の修正、整理を行っております。

以上の内容を踏まえまして条例改正を行ったものでございます。

それでは、1 ページをごらんいただきます。

議案第 1 号 大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例。

大和町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成 16 年大和町条例第 13

号)の全部を改正するものでございます。

第1条、目的でございますが、この条例は、乳幼児及び小・中学生の医療費の一部を助成することにより、適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図り、未来を担う子どもの健やかな成長に寄与することを目的とするものでございます。

第2条は定義であります。

第2条、この条例において「児童」とは、出生から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者をいふこととなりまして、中学3年生の年度末までとなります。

第2項、この条例において「保護者」とは、次に掲げる者をいふ。

第1号、児童等の父又は母で、その児童等を現に監護しているもの。

第2号、父又は母以外の者で、その児童等を監護し、かつ、生計を維持するものとなります。

第3条は、助成対象者についての内容でございます。

第4条は、助成される一部負担金の内容についてでございます。

括弧内を省略してご説明申し上げます。

第4条、町は、助成対象者に係る医療費のうち国民健康保険法第42条第1項又は規則で定める社会保険各法に定める一部負担金について、当該助成対象者の保護者に助成するものとするものでありまして、ここでうたわれております一部負担金が15歳までの無料になる、医者にかかった場合の自己負担分と医療費になるものでございます。

第5条は、受給資格の登録、方法の手順等についてうたっております。

第6条、受給資格の確認は、町での資格確認についてでございます。

第7条は、受給者証の交付等についてでございます。

第8条は、受給者証の提示ということで、医療機関に対しましては、被保険者証とともに受給者証を掲示してくださいとの内容があります。

第5条から8条につきましては、今回廃止する児童医療費の助成に関する条例と同じ内容となっております。

第9条は、助成の方法についてであります。第1項から第3項までとなっております。

第10条は助成の決定、交付ということで、助成金の交付方法について、

第11条は譲渡又は担保の禁止についてであります。

第12条は、損害賠償と調整等についてでございます。

第13条は、助成金の返還についてでございます。

第14条は、委任の内容についてでございます。

以上、10条から第14条までは、それぞれ今回廃止する児童医療費の助成に関する条例と同じ内容になっております。

附則といたしまして、第1項、この条例は、平成24年4月1日から施行いたすものでございます。

経過措置といたしまして、第2項、改正後の規定は、平成24年4月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、改正前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものでございます。

第3項、この条例の施行前にした改正前の大和町乳幼児医療費の助成に関する条例の規定により受給資格の登録は、改正後の大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例の規定に基づいてしたものとみなすこととなります。

第4項は、受給資格の登録に関する事務の特例についてでございます。

第5項は、受給者証の有効期間に関する特例であります。

平成24年4月1日現在、第3条に規定する住所要件を満たす保護者が医療費の助成を受けようとする場合において、平成24年9月30日までの間に第5条第1項の規定による受給資格の登録申請をしたときには、その者に対する受給資格の有効期間は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成24年4月1日からとすることとなります。

第6項は、大和町児童医療費の助成に関する条例の廃止等であります。

大和町児童医療費の助成に関する条例（平成18年大和町条例第16号）は、平成24年3月31日をもって廃止する。ただし、廃止前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものとなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

議案書の5ページでございます。

議案第2号 大和町と宮城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例でございます。

内容につきまして、別紙、産業振興課の説明資料により説明させていただきますので、別紙、議案第2号資料の1ページ、お開きをお願いいたします。

初めに、提案の背景及び目的でございますが、この条例は、東日本大震災により中小企業者が直接的、間接的、間接的とは、相手の取引によるものでございますが、そういう被害を受け、事業再生したくても既往債務、既にある債務が負担となって新たな資金調達が困難となる問題、ケースが出ております。

この問題を解決するため、県では宮城県産業復興相談センターで相談を受け付け、それを受けて県や県内金融機関が出資をして設立しました「宮城産業復興機構」、正式には「宮城産業復興機構投資事業有限責任組合」と申しますが、それと国、中小企業基盤整備機構が設立しました「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」と連携し、中小企業が再生できる可能性がある判断されたものについての債権の買い取り、不等価を行えるような仕組みや「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」により債権放棄ができる仕組みがつくられたところでございます。

これらの買い取り等の債権が信用保証協会の信用保証つきの場合は、ほとんど自治体の場合は保証つきとなっておりますが、信用保証協会が代位弁済を行い、代位弁済分を求償権とした後、放棄または譲渡できることになっております。

しかし、町の制度融資に係る求償権の場合、信用保証協会が求償権を放棄または譲渡する前提として、信用保証している町が回収納付金を受け取る権利を放棄することが必要となってまいります。町が権利を放棄するためには、地方自治法代96条第1項第10号の規定により、条例等特別の定めがある場合を除き議会の議決を必要といたしますが、被災中小企業者の債務の負担を軽減して一刻も早い事業再生を促進するために、今般条例を設

置して対処いたすものでございます。

国、経済産業省からも条例整備についての依頼があったところでございます。

次のページ、2ページをお開きになっていただきたいと思います。

A3判のものでございます。

信用保証協会が代位弁済を行う際の仕組み等についてイメージを図化したものでございます。

初めに、上の段、1通常の貸付債権を回収する場合の例、通常の例でございますが、中小企業が残債、残った債務が100万円あり返済が困難となった場合の例でございます。

③で返済が困難となった100万円の代位弁済を信用保証協会が金融機関に対して行いますが、その財源の内訳は、下に小さく記載しておりますとおり、公庫の保険80万、町9万6,000円、信用保証協会6万4,000円、金融機関4万円となっております。この代位弁済分を④の損失補償として町が信用保証協会へ納付するわけでございますが、損失補償とともに⑤で中小企業に対する求償権が発生いたします。この求償を行った結果、⑥で100万円、全部の回収ができた場合は、⑦として損失補償した9万6,000円がそのまま全部回収金として納付される形になります。

これが通常の場合でございますが、このような事例のもと、図の下側、下の左部分に二重債務事業者に対する支援の取り組みということで、条例第3条第1項第1号、点線で囲んでありますが、私的整理による「既存債務の放棄」の場合の例と右側に点線で囲んであります3産業復興機構等への不等価譲渡が行われる場合の例を記載しておりますが、2の私的整理関係と3の産業復興機構等への不等価譲渡の違いでございますが、2の私的整理関係の相談窓口につきましては、中ほどにも書いておりますとおり、第三者機関、弁護士や公認会計士などで構成されます運営委員会が窓口となりまして、扱います内容も個人債務者の私的整理に関するガイドラインで定めている内容でございます。この取り扱いますガイドラインにつきましては、対象者が個人でございまして、住宅ローンや事業制ローンを等を借りている人で、あくまで私的整理は関係当事者の合意により債務を整理していく任意整理と言われておりまして、法的倒産の手続によらないもの

ですから、債権者全部の承認、同意を得ないとすべての債権が放棄できない内容になっております。2の場合、債権者全部の同意を得ないと債権放棄は認められない形になっております。

左の3の産業復興機構等の不等価譲渡が行われる場合の例でございますが、相談窓口は産業復興相談センターでございます。さらに事業者の再建計画を産業復興機構等が審査いたしまして債権買い取りを決定いたしますが、この債権買い取り分、不等価譲渡分は回収金として納付され、残り差額については求償権を放棄するものでございます。

この事例では、信用保証協会が有する100万円の半分の50万円を産業復興機構等が買い取った場合でございますが、その買い取った50万円に対して⑦の町に対しても回収金4万8,000円、損失補償額の半分が納付されます。残りの4万8,000円、④の損失補償した9万6,000円と⑦で回収した4万8,000円の差額については、小さな米印でございますが、記載のとおり、放棄というようなこととなります。産業復興機構等で買い取った分は回収金とされますが、残りは放棄となるというようなことでございます。以上のことから、中小企業に係る信用保証協会の求償権はゼロとなります。

なお、双方に共通して言えることは、この手続を通しますと破産手続とは異なり個人信用情報の登録がされないことや、また信用保証協会の求償権がなくなるなどから、今後の生活や事業再建等への不利益を回避でき、生活再建、事業再建を図りやすくなります。

議案書の5ページに戻っていただきたいと思っております。

条例の第1条につきましては目的でございます。先ほど資料でご説明申し上げましたとおり、中小企業者等の事業の再生を支援することを目的といたしております。

第2条は定義でございます。①が中小企業者等、②損失補償契約、③求償権、④回収納付金、⑤東日本大震災の用語の意義を定めております。

第3条は、回収納付金を受け取る権利の放棄でございます。第1項第1号については、被災を受けた個人である債務者の生活または事業の再建を支援するための指針として、町長が認めるもの。これは私的整理に関するガイドライン研究会がまとめたガイドラインに基づき策定され

ました再建に関する計画による求償権の放棄となります。

同じく、第2号につきましては、宮城産業復興機構投資事業有限責任組合または株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する求償権の譲渡でございまして、町長が認めるものでございます。

第4条は補則として、条例の実施に関し必要な事項、事務取扱要領を別に定めるものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

続きまして、議案第3号、議案書の7ページでございます。

大和町連絡区設置条例の一部を改正する条例でございます。

別添の議案第3号資料関係をごらんいただきたいと思っております。

あわせまして、条例議案等説明資料新旧対照表もあわせてご参照お願いをしたいと思います。

大和町連絡区設置条例の一部の改正をお願いするものでございます。

本町の事務処理のため連絡区を設置しておりますが、現在の連絡区は59地区が設定されております。この中で、杜の丘地区は本年の1月末で735世帯、2,201人となっております。昨年の杜の丘地区の総会によりまして、人口増加による地区運営の負担が大きくなっておりまして分区をする方針としたものでございます。

これを受けまして、町は二度にわたる地区説明会を実施をしております。住民の理解を得たことから分区を行いまして、新たな連絡区を設置するものでございます。現在の杜の丘区を杜の丘一丁目区、杜の丘二丁目区、杜の丘三丁目区に改めるものでございます。

なお、それぞれの住所につきましては、既に一丁目から三丁目に分かれておりまして、住所表示に従った分区となります。

それでは、議案書の方、お願いをいたします。

大和町連絡区設置条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条中「、杜の丘区」を「、杜の丘区一丁目区、杜の丘二丁目区、杜の丘三丁目区」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第4号でございます。

議案書8ページをお願いいたします。

別添議案第4号関係資料並びに条例議案等の説明資料新旧対照表をあわせてご参照をお願いいたします。

資料の2ページ目でございます。

人事院勧告に係る給与条例等の改正の概要というふうにしてございます。

昨年9月30日、人事院勧告によります給与改定の勧告がございまして、勧告の内容につきましては4項目ございました。

そのうち①俸給表の月額引き下げと、それから②の給与構造改革の経過措置に伴う現給保障額につきましては、昨年、23年の第6回、11月の臨時会においてご可決を賜っておりまして、平成23年12月1日から実施をしております。

残りの③給与構造改革に伴います現給保障額を平成24年4月1日からは、その保障額を2分の1といたしまして、なおかつ上限を1万円とするものでございます。さらに、平成25年以降については完全廃止とするものでございます。

④につきましては、平成18年度の給与構造改革に伴いまして、抑制されてきた昇給を回復するもので、平成24年4月1日において36歳未満の職員を最大2号俸、36歳以上42歳未満の職員につきましては最大1号俸、上位の号俸に調整するものでございます。

なお、④のうちアンダーラインを引いた部分の平成25年4月1日に予定をしております人事院規則で定めた年齢に満たない職員については、最大1号俸上位に調整するという内容につきましては、具体的内容がまだ定められておりませんので、今回は見送ることとしたものでございます。

それでは、議案書の方、をお願いいたします。

第1条、大和町職員給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正するものでございます。

附則第7条第1項中「には」の次に「、平成25年3月31日までの間」を、「相当する額」の次に「からその半額（その額が1万円を超える場合にあっては、1万円）を減じた額」を加えるとするものでございます。これにつきましては、先ほどの別添資料③に該当する条文でございます。

第2条、大和町職員給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正するものでございます。

附則第3条中「前条」を「前2条」に改め、附則第3条を附則第4条とし、附則第2条に次の1条を加えるものでございます。

平成24年4月1日における号俸の調整でございます。

第3条中、括弧内については省略してご説明をいたします。

平成24年4月1日において42歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の大和町職員の給与に関する条例第5条第5項の規定による昇給その他の号俸の決定状況、これを調整考慮事項と申します。を考慮して調整の必要があるものとして、規則で定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この規定がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とするものでございます。

大和町職員の給与に関する条例第5条第5項におきましては、職員の給料は昇給対象日の1年前の勤務成績に応じて行うものとしておりますので、給与改定が合った平成19年以降の3年間に4号俸上位となるものを3号俸上位として昇給をさせておりました抑制していたものでございます。そのときに勤務をしていた対象職員の昇給の回復を図るものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）
税務課長伊藤眞也君。

税務課長 （伊藤眞也君）

それでは、議案書10ページでございます。

議案第5号 大和町税条例の一部を改正する条例でございます。

大和町税条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料でご説明いたします。

議案の説明資料4ページをお開きいただきます。新旧対照表でございます。

今回の条例改正につきましては、地方税に関連する法案3件が昨年12月に国会において可決成立しましたことに伴います一部改正でございます。

改正内容についてご説明いたします。

第95条でございますが、たばこ税の税率に関する規定でございます。たばこ税の税率を平成25年4月1日以後に売り渡し等が行われる製造たばこから、1,000本につき644円引き下げ、1,000本当たり現在の「4,618円」から「5,262円」に引き上げるものでございます。今回の改正につきましては、県にもたばこ税というものはございますが、県のたばこ税から同じ額を引き下げまして、県のたばこ税からその分を町のたばこ税に加えるという形の改正でございます。県のたばこ税の一部を町のたばこ税に移譲するという改正でございます。今回のこの改正につきましては、たばこ税の全体の総額変わりませんので、販売価格には影響しないという改正でございます。

なぜこのような改正するかという理由につきましては、昨年国の法人税の方が税率が引き下げられております。法人税額を課税標準としております町の法人町民税、これが減収となる見込みとなっております。一方で、この法人税の引き下げに合わせまして課税ベースの拡大というものが行われております。減価償却の償却率の見直しなどが行われておりました。この課税ベースの拡大によりまして県の税金であります法人事業税、これが増収となる見込みとなっております。町の法人町民税が減収となりまして県の法人事業税が増収となる見込みということで、その差額分、これを調整するために県のたばこ税の一部を町のたばこ税に移譲するという形で、これを調整するという形にされたものでございます。なお、このあとの附則第16条の2につきましても、同じ理由で改正

するものでございます。

次に、附則第9条でございます。削除するものでございますが、退職所得に係ります所得割につきまして、現在は退職金に係る税額から10%を差し引く特例が適用されております。今回この特例措置が廃止されることになりましたので、第9条を削除するものでございます。この改正につきましては、昨年の平成23年度税制改正大綱に盛り込まれていた項目でございますが、国会審議の中でなかなか可決されなかったということがございますが、今回は東日本大震災の復興財源を確保するためとしまして改正されることになったものでございます。この改正につきましては、平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等から適用されるものでございます。

附則第16条の2につきましては、先ほど説明いたしました第95条のたばこ税と同じように、エコーとかわかばといったたばこの銘柄でございますが、それらが旧3級品と言われるたばこでございます。これらの旧3級品のたばこに係る税率を平成25年4月1日以後に売り渡しが行われる製造たばこから1,000本につき305円引き上げまして1,000本当たり現在の「2,190円」から「2,495円」に引き上げるものでございます。なお、これも県のたばこ税、先ほどご説明いたしましたように、県のたばこ税率、それを同額引き下げまして、その分を町のたばこ税に加えるというものでございます。

附則第22条につきましては、東日本大震災に係る雑損控除等の特例に関する規定でございます。昨年5月27日に開催されました第2回臨時議会において改正した規定でございます。この規定は、平成23年中に発生した雑損分を特例的に平成22年中に発生した雑損分とすることができることなどを規定したものでございます。今回の改正は、内容については変わりありませんが、文言の整理と第5項まであるものを3項までに取りまとめるという内容の改正ということでございます。

6ページの方になります。

附則第25条でございます。附則第25条は新たに追加する規定でございます。個人の町民税の税率の特例等に関する規定でございます。この改正につきましては、東日本大震災からの復興を図ることを目的としまし

て、東日本大震災復興基本法第2条、これに定めます基本理念に基づきまして全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置としまして個人住民税の均等割の税率の引き上げを行うものでございます。平成26年度から平成35年度までの10年間、均等割に年額500円を上乗せするという改正でございます。なお、これにつきましては、県の方の均等割につきましても500円上乗せする改正になってございますので、10年間、町民税、県民税合わせますと均等割で1,000円追加するという内容の改正ということになります。

議案書の方の10ページに戻っていただきます。

附則でございます。

第1条は施行期日でございますして、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、次の各号に掲げる規定につきましては、それぞれの定める日から施行するものでありまして、第1号は附則第9条の退職所得に係る改正規定、それと附則第2条の町民税に関する経過措置に関する規定は平成25年1月1日から施行するものでございます。

11ページに入りまして、第2号につきましては、たばこ税に関する第95条と附則第16条の2の改正規定及び附則第3条の規定、これにつきましては平成25年4月1日から施行するものでございます。

第2条、町民税に関する経過措置につきましては、退職手当に係る経過措置でございます。

第3条、町たばこ税に関する経過措置でございます。これはたばこ税に関する経過措置を規定したものでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 (菅原敏彦君)

続きまして、議案書の12ページをお開きいただきます。

議案第6号 大和町農林漁業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。これについてご説明申し上げます。

3行目の段落でございます。

別表備考第6項中「プロパンガス」の次に「、冷房器具」を加え、同項に次の1号を加える。

この内容等につきましては、別冊の条例議案等説明資料3号から9号に関する資料でございますが、7ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表がございます。新の方の欄でございます。備考、6、暖房器具、プロパンガス、冷房器具を使用する場合は、前記1の区分毎に次の料金を加算する。今回は3号としまして新たに加えて、3号、冷房器具1時間当たり100円（使用する時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる）ということでございます。

議案書の12ページにお戻りいただきたいと思います。

附則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行する。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

続きまして、議案書の13ページをお願いいたします。

議案第7号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

これに関しましては、条例議案等の説明資料の8ページをお願いいたします。

第6条の介護保険料の改正をお願いするものでございます。

本町の介護保険料につきましては、3年前に第4期介護保険事業計画に基づきまして、新旧対照表の旧条例のとおり、政令に基づく所得の区分によりまして年間の保険料を定めております。今般、平成24年度から26年度までの3カ年間、第5期計画の見直しに当たりまして、昨年夏より本町介護運営委員16名によりまして数回にわたり向こう3カ年間の保険料の見直しを行い、このたび諮問、答申という形で定めさせていただきまして、今回提案させていただくものでございます。

この保険料の積算の考え方につきましては、これから平成24年、25年、26年の3カ年間の介護保険のサービスの利用料、介護施設等の入所等の利用料の3年分の推計総額に対しまして、国、県、町、いわゆる公費として負担する部分の50%を差し引きまして、残りの50%のうち29%部分につきましては40歳から64歳までの現役の皆さんに負担していただき、残った21%相当分を65歳以上の皆さんにご負担いただくものでございまして、所得の区分ごとに負担していただく仕組みとなっております。

積み上げ計算としましては、3カ年の介護保険のサービス料の総額約46億5,000万という金額になりました。これにつきましては、65歳以上の方々の総給付額につきましては21%、約9億7,000万相当でございまして、この9億7,000万につきましては3カ年間で65歳以上の方、国勢調査によります推計人口によりますと、3カ年で65歳以上の方々が約1万六千何人がしという数字になります。この計算に基づきまして、平均1人当たり月額5,014円という、計算上そういう数値が出てまいります。これにつきましては、町の介護基金並びに一般会計自主財源による補てん等を伴いまして、最終的に平均基準額としまして1人当たり1カ月4,900円とさせていただきたいものでございます。

新旧対照表の新しい部分のそれぞれ第1号から7号までございますけれども、これは所得区分ごとに年額でございまして、これにつきましては2万9,400円、1号、2号部分につきましては、月額に換算しますと月2,450円でございます。3号の4万4,100円の年額につきましては、月額に換算しますと3,675円でございます。4号の5万8,800円、これを月額に換算しますと4,900円という金額になります。5号の7万3,500円、これを月額に換算しますと6,125円。6号につきましては8万8,200円、これを月額に換算しますと7,350円という金額であります。これに特例措置としまして特例第4区分としまして5万2,920円、月額にしますと4,410円となります。この条例の改正の計算内容、考え方等につきましては、本日本会議終了後にお願いします全員協議会等でさらに補足の説明をさせていただきたいとお願いするものでございます。

議案書の13ページに戻っていただきまして、附則としまして施行期日でございます、1番目。この条例は、平成24年4月1日から施行すると。

経過措置としまして、改正後の大和町介護保険条例第6条の規定は、平成24年度の保険料から適用し、23年度以前の年度分の保険料につきましては、なお従前の例によるというものでございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

議案書の14ページでございます。

議案第8号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、昨年5月2日に地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法が公布されまして、その中で公営住宅法の一部が改正されたことに伴いまして、今回の町営住宅管理条例の一部を改正するものでございます。

この公営住宅の改正であります。公営住宅法第23条第1項に規定しております入居者の資格要件でございますが、これは同居親族を必要としておりまして、これが要件となっております。これを廃止するとするものでございます。これによりまして、単身者でも入居可能ということになるものでございますが、この取り扱いにつきましては、各地方自治体の実態に合わせて条例で制定することとされておりまして、本年4月1日より施行されるというようなことになったものでございます。

そこで、本町では、この同居親族を有する低所得者の応募が平均して約3倍程度になっておりますこと、また部屋の間取りが家族向けにつくられていること、それから高齢者や障害のある方、生活保護を受けている方など特に居住の安定を図る必要がある者につきましては、従来どおり同居親族要件を求めないで入居させているこういった状況にございます。これまでの入居資格を維持することとして、今回条例改正をお願いいたしますものでございます。

あわせて、入居資格として、税や自治体の公共料金等の滞納がな

いことを加えるものでございます。これにつきましては、県全体として現在未納対策に力を入れて取り組んでいる状況にございますことから、この要件についてもつけ加えるとするものでございます。

これらの条件で条例改正をしようとする県内の自治体、地方自治体につきましては、宮城県を初めほとんどの市町村でこういった従来の制度を踏襲する。それから、納税対策の関係で未納者については制限をすると、そういった形の制度を採用して今回条例改正に臨んでいるところでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明をさせていただきます。

大和町営住宅管理条例の一部を次のように改正すると。

6条第1項の入居者条件として、第1号に同居親族を有することとし、第2号に公営住宅家賃や町税、国保税、介護保険料、上下水道料、保育料、学校給食費の滞納がないこと。第3号に暴力団でないこととし、第2号では2項の関係法令を公営住宅法関係から地域主権一括関係法令条項に改めるものでございます。

新たに入居者の資格の特例として、議案書の15ページでございますが、単身でも入居できるものとして第6条の2を追加するものでございます。特例を設けるということです。特例の対象者につきましては、1号に60歳以上の方、2号に障害のある方、3号では戦傷病者、4号では原爆被爆者、5号に生活保護を受けている方、6号に海外から引き揚げてきた邦人で5年未満の方、7号にハンセン病療養所入所者、8号にDV被害者、9号に公営住宅の用途廃止により明け渡しをしようとする方、10号では災害で住宅を失った方、3年間でございます。11号では、被災市街地復興特別措置法が適用されて、その地域で災害で住宅を失った方、また移転を必要とされている方、これらにつきましては、同居親族の要件を求めないこととするものでございます。

次に、16ページになりますが、第2項につきましては、町長は、入居申込者について、必要な調査を職員に行わせることができるものとするものでございます。

附則といたしまして、この条例につきまして施行期日ではありますが、1号のこの条例につきましては、平成24年4月1日から施行するもので

ございます。

2号の経過措置でございますが、この条例の施行の日前に町営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以降の入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申し込みをした者に係る町営住宅の入居者の資格につきましては、従前の例によるものとするものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

障害学習課長森 茂君。

障害学習課長 （森 茂君）

それでは、続きまして議案書の17ページをお開き願います。

あわせまして、説明資料12ページもあわせてごらん願います。

改正要旨につきましてご説明申し上げます。

大和町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の改正要旨でございます。

昭和36年に制定されましたスポーツ振興法の全部が国会で改正されまして、このたびスポーツ基本法として施行されましたことに伴いまして、スポーツ振興法を引用している関係条例中の文言等を整理する必要が生じたことから条例を改正するものでございます。

それでは、17ページの方をごらんいただきます。

大和町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例。

大和町スポーツ振興審議会条例の一部を次のように改正するものでございます。

題名中「振興」を「推進」に改めるものでございます。

第1条を次のように改めるものでございます。

目的、第1条、この条例は、スポーツ基本法第31条の規定に基づき、大和町スポーツ推進審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とするものでございます。

第2条中「振興」を「推進」に改めるものでございます。

第4条中「法第4条第4項及び第22条」を「法第10条及び第34条」に、

「振興」を「推進」に改めるものでございます。

附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正。

あわせて、説明資料13ページ、ごらんいただきます。

2項、大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

それでは、議案書の18ページをお願いしたいと思います。

あわせまして、歳入歳出補正予算事項別明細書第7号ということで、別冊の資料につきましてもあわせてご準備をお願いできればと思います。

平成23年度大和町一般会計補正予算（第7号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出からそれぞれ4億9,169万3,000円を減額いたしまして、予算額を101億

5,615万2,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

第2条は、繰越明許費を規定したものでございます。

恐れ入りますが、議案書の23ページをお願いしたいと思います。

平成24年度へ繰り越しして執行する見込みのあるものにつきまして、限度額の内容で記載をいたしたものでございます。合計で39件、5億5,544万9,000円となります。

民生費におきましては、児童福祉費は記載の3件でございます。

農林水産業費、農業費につきましては、緑の分権改革調査事業費1件でございます。

土木費、道路橋りょう費は3件となっております。同じく都市計画費につきましては、八谷館緑地災害復旧工事費でございます。同じく住宅費につきましては、町営住宅解体工事分でございます。

消防費につきましては、記載してございます3件であります。

続きまして、24ページをお願いしたいと思います。

以下につきましては、災害復旧工事に係りますものでございまして、公共土木施設におきまして記載の8件、東北関東大地震災害復旧費におきます17件でございます。

25ページをお願いしたいと思います。

農林水産施設災害復旧費の1件、文教施設災害復旧費1件でございます。

いずれも今回の震災によるものあるいは国の補助制度上によるもの、さらには年度をまたいでシステム構築に係るものでございまして、繰り越しやむなきに至ったものでございます。

恐れ入ります。18ページ、もう一回お戻りをいただきたいと思っております。

続きまして、第3条、債務負担行為の補正でございます。

26ページをお願いしたいと思います。

まず、債務負担行為の追加6件でございますけれども、いずれも本年度中に契約行為を行いまして、翌年度事業執行に支障を来さないための措置となっております。

下段、変更につきましては、電算の基幹業務システム事業執行見込みによります限度額の減額と期間の変更2件となっております。

再度18ページをお願いしたいと思います。

第4条、地方債の補正でございます。

27ページをお願いしたいと思います。

まず、地方債の変更でございますけれども、水道高料金対策資金ほか11事業につきまして、総額1億5,510万円を減額いたそうとするものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

29ページをお願いしたいと思います。

こちらにつきましては、地方債の廃止でございますけれども、県営ため池整備事業におけます事業費の減により起債を廃止しようとするものでございます。

それでは、事項別明細書、別冊の3ページをお願いしたいと思います。

まず、一般会計の歳入でございます。

町税の町民税、固定資産税、町たばこ税、都市計画税につきましては、23年度の収入見込み額によりましての追加補正といたしてございます。

13款分担金、負担金1項分担金1目民生費分担金につきましては、収入見込みによる調整となっておりますところでございます。

3目災害復旧費分担金につきましては、地震及び台風により被災した農業用施設の条例に基づきます収入を見込んだものでございます。

4ページをお願いします。

2項負担金は、収入見込みによる減額調整でございます。

14款使用料及び手数料でございますけれども、それぞれ収入見込みによります調整でございますけれども、今年度は震災による影響で教育、体育施設につきまして落ち込みがあったものでございます。

15款国庫支出金1項国庫負担金でございますけれども、事業執行によりましての実績からの変更調整を行っておるところでございます。

5ページをお願いしたいと思います。

総務災害復旧費負担金でございますけれども、黒川地域行政事務組合分が所在市町村であります本町を経由いたしましての対応となるもので

ございます。公共土木、学校施設の災害復旧費負担金につきましては、それぞれ事業確定見込み額によります減額調整となっております。

2項国庫補助金でございますけれども、事業執行によるそれぞれの補助金の調整となっておりますのでございます。

6ページをお願いしたいと思います。

こちらにつきましては、災害復旧費に係ります事業費実績による調整でございます。

3項国庫委託金中農林水産業費委託金につきましては、緑の分権改革調査事業費といたしまして総務省のモデル事業としての収入を見込んだものでございます。

16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金につきましては、それぞれ国の算定基準での精算あるいは事業執行による減額となっておりますのでございます。

7ページをお願いしたいと思います。

2項県補助金でございますけれども、こちらも事業実績見込みによります増減でございます。

8ページでございますけれども、3行目、11目総務費県補助金2節東日本大震災復興基金交付金につきましては、宮城県の基金事業といたしまして今年度事業分といたしまして本町に内示あったものでございますけれども、建物半壊世帯支援金や震災によります集会施設修繕に充てるものの県の補助金となっております。

12目災害復旧費県補助金につきましては、農林業施設災害復旧費に要します補助金を見込んだものでございます。

3項県委託金でございますけれども、事業執行状況からの精算となっておりますが、協働教育プラットフォーム事業につきましては、県事業から全額国委託事業への変更となったための増額となっておりますのでございます。

17款財産収入につきましては、小野地区にありました普通財産売払収入等になってございます。

9ページをお願いしたいと思います。

2目物品売払収入につきましては、公用車更新に伴っての9車両売り

払いの収入を本科目に計上させていただくものでございます。

3目出資金返還金につきましては、畜産物価格安定基金協会からのものでございます。

18款教育費寄附金につきましては、匿名の方からの100万円のご寄附があったことによるものでございます。

19款基金繰入金でございますけれども、4項住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、本年度事業確定見込みによる精算としたものでございます。

5項財政調整基金につきましては、災害対応での取り崩しを見込んでおりましたけれども、財源調整によりまして全額戻し入れしようとするものでございます。

20款繰越金につきましては、平成22年度分の見処置の分の計上となっております。

続きまして、10ページでございます。

21款諸収入4項受託事業収入につきましては、事業確定見込みに伴います精算減額でございます。

5項雑入でございますけれども、各種事業確定見込みでの精算となっておりますけれども、主なものにつきましては、その他の収入555万9,000円中547万8,000円につきましては、災害復旧事業への一部負担金といたしまして宮城県土地開発公社からの収入を見込んだものとなっております。

22款町債でございますけれども、10ページ下段から11ページまで記載いたしておりますけれども、こちらも事業の確定見込みによる調整となっております。主なものにつきましては、災害に係ります災害援護資金貸し付けによるもの、あるいは災害復旧事業の決定による変更となっております。

歳入につきましては以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

続きまして、12ページをお願いをいたします。

歳出でございます。

1款1項1目議会費につきましては、議会運営に要する費用でございます。

3節職員手当等、それから4節共済費につきましては、人件費の調整を行うものでございます。

以下、2節の給料を含めた人件費の調整に関する項目につきましては、説明を省略させていただきます。

9節は議員の費用弁償及び旅費の精算見込みによる減額でございます。

13節につきましては、会議録作成に伴う委託料でございます。

14節につきましては、車借上料の精算見込みによる減額でございます。

19節につきましては、政務調査費及び町村議会議長会負担金の精算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、2款1項1目一般管理費でございます。一般管理、人事管理、職員研修等に要する費用でございます。

13ページをお願いをいたします。

9節旅費につきましては、今回予定をしておりました長期研修でございますが、震災等の影響によりまして実施ができなかったことによります精算見込みによる減額でございます。

12節の役務費でございますが、職員採用の追加試験を行っておりますので、この追加試験に要する費用でございます。

13節につきましては、職場研修の委託料ということで、講師派遣を予定しておりましたが、今回の震災によりまして講師派遣を取りやめまして職員の救急救命講習の方に切りかえを行っております、講師派遣分についての精算減額の見込みでございます。

19節は、予定をしておりました長期研修を取りやめたことによります研修負担金の精算見込みによる減額でございます。

2目文書広報費でございますが、1節及び8節につきましては、情報公開審査会実績見込みによる精算減額、8節は広報モニターへの謝礼として図書カードをお送りしておりますが、精算見込みによる減額ござ

います。

11節については、広報たいわ印刷製本に係る精算見込みによる減額で
ございます。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

続きまして、5目財産管理費うち環境生活所管分についてご説明申し
上げます。

13節委託料につきましては、吉岡コミュニティセンターの清掃業務委
託料等の精算見込みによります減額補正をお願いするものです。以上で
す。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

18節備品購入費でございますけさども、公用車のマイクロバス等更新
によりますところの事業費確定による減額補正となっております。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

続きまして、6目企画費でございます。

企画管理費、防衛施設周辺整備の対策費、町民バス運行費対策費等で
ございます。

このうち総務まちづくり課所管分でございますが、13節につきましては
は、テレビ共同受信施設の地デジ対応のための申請書作成の委託料でご
ざいますが、精算見込みによる減額でございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、吉田、宮床地区への光ファイバーケーブルを敷設をしております、NTT管路使用料の精算見込みによる減額でございます。

19節でございますが、各種協議会等の負担金の精算見込みによる減額でございます。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

同じく6目の企画費うち環境生活課所管分についてご説明申し上げます。

11節需用費につきましては、町民バスの消耗品及び時刻表のシール印刷代等の精算見込みによります減額補正をお願いするものです。以上です。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

続きまして、14ページをお願いいたします。

7目電子計算費は、電算管理運営費に関する費用でございます、11節につきましては町民課の法務省との端末ネットワークが接続をされておるんですが、これの増設によります修繕料でございます。

12節につきましては、本庁と出先を結んでおります光回線の通信料、それからプロバイダーに要する費用、これの確定によります精算見込みによる減額でございます。

14節については、基幹系業務システムの変更によりまして、これに係るリース料でございますが、当初、23年度年度途中から発生するという事で計画をしておりましたが、スケジュール調整によりまして24年度からリース開始とするために所要額を減額するものでございます。

続きまして、9目交通対策費でございます。

1節及び9節につきましては、交通安全指導隊員の報酬及び費用弁償でございますが、精算見込みによる減額でございます。

続きまして、10目無線放送施設管理費でございますが、19節につきましては電波利用料精算見込みによる減額でございます。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

続きまして、11目女性行政推進事業費についてご説明申し上げます。

7節賃金につきましては、消費生活相談員賃金の精算見込みによります減額補正をお願いするものです。

8節報償費につきましては、男女共同参画講演会及び消費生活講座講師謝礼の精算見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

9節旅費につきましては、消費生活相談員の研修参加終了しての精算見込みによります減額補正をお願いするものです。

14節使用料及び賃借料につきましては、消費生活講座の移動研修の実施終了による精算見込みによります減額補正をお願いするものです。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

続きまして、12目の諸費でございますが、15節の工事請負費につきましては、防犯灯設置工事の精算見込みによる減額でございます。

19節補助金につきましては、宮床地区浄化槽設置推進委員会に対します補助金について、精算見込みにより減額をいたすものでございます。

議長（大須賀 啓君）

税務課長伊藤眞也君。

税務課長（伊藤眞也君）

続きまして、2款2項徴税费についてご説明いたします。

1目税務総務費の共済費は人件費の調整によるものでございます。

15ページをごらんいただきます。

2目賦課徴收費の8節報償費につきましては、納税組合に対する報償金などの精算見込みにより減額するものでございます。

12節役務費につきましては、土地などの登記事項証明書の発行に要する手数料などの精算見込みにより減額するものでございます。

13節委託料につきましても、地方税法改正に伴いますシステム変更業務委託料などの各種業務委託料の精算見込みにより減額するものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

続きまして、2款4項選挙費についてご説明を申し上げます。

3目県議会議員選挙執行費でございますが、11月13日に行われました宮城県議会議員選挙の精算確定によるものでございます。

1節につきましては選挙管理委員会の報酬、7節につきましては事務補助員の賃金、8節につきましてはポスター掲示場設置の民有地の借地に対する謝礼、9節につきましては選挙管理委員の費用弁償、11節については消耗品、燃料費、印刷費等でございます。

12節につきましては、通信料、期日前投票管理システムの保守料でございます。

14節につきましては、投票所借り上げ等に要した費用で、それぞれ精算見込みによる減額でございます。

続きまして、16ページ、お願いいたします。

2款6項1目監査委員費でございます。

1節につきましては監査委員の報酬の精算見込みによる減額、9節につきましては費用弁償及び旅費の精算見込みによる減額、19節につきましては震災に伴う負担金の引き下げがございましたので、それに伴う減額でございます。

議長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、3款民生費1項1目社会福祉総務費でございます。

社会福祉総務費の7節につきましては、生活家庭相談員の賃金の精算によるものでございます。

19節補助金につきましては、大和町社会福祉協議会の派遣職員の人件費の確定によるものでございます。

2目老人福祉費につきましては、8節報償費、11節の需用費につきましては、敬老会の事業完了に伴います精算でございまして、記念品、食事代等の精算によるものでございます。

次のページ、お願いします。

13節委託料につきましては、在宅老人の対策事業の完了によるものでございます。訪問介護の食事等の精算によるものでございます。

19節につきましては、補助金としまして地域福祉活性化事業、生き生きサロン事業の精算見込みによるものでございます。二つ目としまして、大和町老人クラブ、老人クラブ連合会につきましては老人クラブへの補助金でございまして、確定によるものでございます。

20節扶助費につきましては、敬老祝い金の確定見込みによる分207万8,000円の減額、老人保護措置費としましては、偕楽園の入所者への居住費、食事費の精算によるものでございます。

28節の繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への繰出金でございます。

3目の国民年金費19節の負担金につきましては、日本国民年金協会への負担金でございましたけれども、地震被災町村ということで免除されたも

のによるものでございます。

4目障害者福祉費につきまして、13節の委託料につきましては、障害者の日中一時支援事業の業務精算見込みによるものでございます。

19節の負担金としまして黒川地域行政事務組合の負担金でございますけれども、これにつきましては障害区分の審査会の委員報酬の確定によるものでございます。補助金としまして障害者施設の事業への補助金等ございまして、それぞれ障害者施設、事業所への送迎費用、事務費等4事業の補助金のそれぞれの事業確定見込みによるものでございます。

20節の扶助費につきましては、重度障害者日常生活用具給付事業費としまして、これにつきましてはストマ等でございます。障害福祉サービスの利用者がふえ、特に児童デイサービスの就労支援がふえたことによるものの増額でございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。

11節の需用費につきましては、重油代をお願いするものでございます。

13節につきましては、ひだまりの丘の施設管理委託料に要する費用の精算見込みによるものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長内海賢一君。

財政課長 (内海賢一君)

続きまして、6目になりますが、先ほど16ページにちょっとお戻りいただきます。

3款1項1目の28節繰出金でございます。説明漏れてしまいました。申しわけございません。繰出金は、国保特別会計への繰出金を増額するものでございまして、財政安定化支援事業、乳幼児医療費助成事業の調整に伴うものでございます。

18ページの6目になります。

6目後期高齢者福祉総務費28節繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額するもので、保険基盤安定負担金の確定、事務費繰り入れの調整に伴い減額補正するものでございます。

3款2項1目児童福祉総務費3節は、あんしん子育て医療費助成制度の医療費助成拡大事務に係る時間外手当でございます。

8節報償費は、震災等により開催できなかったことによりますことばの教室講師謝礼の実績による減額でございます。

11節は、あんしん子育て医療費拡大、助成拡大に係る印刷代、用紙代等消耗品でございます。

12節は、同じく医療費助成拡大に係る郵便料等でございます。

13節は、電算システム改修委託費で、子ども手当から児童手当制度に変更するものと医療費拡大に係るものでございます。

3目母子福祉費20節は、母子・父子家庭医療費の追加を見込んでの増額補正でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、4目保育所費でございます。

保育所費につきましては、7節賃金としまして大和町保育所、もみじヶ丘保育所の臨時保育士の賃金精算見込みによるものでございます。

9節につきましては、保育所の保母研修予定をしておりましたけれども、震災のために研修がなくなったことによる減額でございます。

11節の需用費につきましては、消耗品、光熱水費、賄い材料、それぞれ保育所の運営費用の精算見込みによるものでございます。

12節につきましては、電話料金等の精算見込みによるものでございます。

13節の委託料につきましては、菜の花保育園の運営費補助及び公立の保育所のそれぞれ派遣職員の確定による精算見込みによるものでございます。

次のページ、お願いいたします。

14節につきまして車借上料につきましては、大和町保育所、もみじヶ丘保育所、それぞれ遠足バス代の精算によるものでございます。

19節の補助金につきましてでございますけれども、低年齢児保育施設助成事業につきましては、認可外保育所への運営補助でございます、児童数の実績に基づく精算でございます。民間認可保育所施設整備費でございますけれども、社会福祉法人柏松会によります新設保育所業務におきまして事務費用分が補助対象になったことにより加算となるものでございます。保育対策等促進事業につきましては、菜の花保育園の延長保育費用相当分を実績見合いで補助するものでございます。一時預かり利用料助成事業につきましては、震災被災者に対しましての一時預かり利用料を補助するものでございまして、1世帯お二人の子供さん分でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

5目の児童館費です。

12節につきましては、吉田児童館、鶴巣児童館、落合児童館の電話料につきまして、不足を来しております11万6,000円を補正をお願いするものでございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

続きまして、3項1目復興支援費でございます。

21節の貸付金につきましては、災害援護資金の貸し付けでございます。現在28件ほど貸し付けしておりますけれども、さらに5件ほどの分を追加をお願いするものでございます。

続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費28節の繰出金につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金でございます。決算見込みによる減額でございます。

2目予防費でございます。

11節の需用費につきましては、インフルエンザ対策用の消毒用のアルコール購入費の減によるものでございます。

13節の委託料につきましては、予防接種経費の実績見合いの医療機関への委託料の増額補正でございまして、日本脳炎、子宮頸がんワクチン、ヒブ小児用肺炎球菌に充てるものでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

続きまして、3目環境衛生費についてご説明申し上げます。

13節委託料につきましては、水質検査、大気汚染検査委託及び河川水質検査委託並びに狂犬病予防集合注射業務委託の実績によります精算見込みにより減額補正をお願いするものでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

5款農林水産業費1項1目農業委員会費の9節旅費につきましては、東北北海道地区農業活性化フォーラムが震災により中止となったことによる減額でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、農業委員研修バス借上料等の精算見込みに伴い減額するものでございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、宮城県農地集団化推進協議会の事業が震災により中止となったことによる減額でございます。

2目農業総務費の13節委託料につきましては、研修センターの窓口業務及び巡視に係る業務委託料の精算見込みに伴います減額、14節使用料及び賃借料につきましては、宮床基幹集落センターにおける清掃用具レ

ンタル料の精算見込みに伴います減額でございます。

3目農業振興費でございますが、21ページをお願いいたします。

9節旅費は、認定農業者研修等の確定見込みによる減額でございます。

13節委託料につきましては、緑の分権改革調査事業業務委託料に係るものでございまして、国、総務省からの委託事業でございます。内容につきまして別紙の産業振興課の資料をごらんいただきたいというふうに思っております。議案第10号というものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思えます。

緑の分権改革調査事業費でございまして、地域で自給力と創富力、富を生み出す力を高める地域主権型社会の構築の実現をしようとするものでございます。

趣旨でございますが、1に記載しておりますとおり、国の平成23年度第3次補正予算でございまして、総務省の公募事業の緑の分権改革、申しわけありません。「分限」となっています。「権利」の「権」ということで訂正をお願いいたします。あと、同じように4として業務名の下の方にも「分限」となっておりますが、これも「分権」、「権利」の「権」ということで訂正をお願いいたします。

この緑の分権改革調査事業（被災地復興モデル実証調査）を活用しまして、国から委任を受け、大和町が事業主体となりまして、さらにJAあさひの方へ再委託をしまして、太陽光発電及び省エネルギー、LED照明により植物工場の電力を補い、ICT、情報通信を利用した新たな植物工場を運用することにより、ハウスの運用マニュアルとランニングコストの妥当性を検証するものでございます。あわせて、イチゴを大和町のクリーンエネルギーでできた特産品として提供できるようにするものでございます。

この事業は、7の事業費に記載しておりますとおり、総務省の公募事業でございまして、全国から1事業5,000万円を限度に総事業費3億円の事業でございまして、ことしの1月に大和町として応募をいたしているところでございます。

なお、応募結果につきましては、審査会後に内示されるわけでございますが、内示時期につきましては2月の下旬ということでございます。

まだ内示というわけではございません。時期的に繰り越し見合いでの事業なものですから、事業費の上限5,000万円で補正の計上をさせていただいております。

先ほどお話ししましたとおり、ただ審査結果によりまして採用の有無とあわせて額の変更が予想されますので、ご理解をお願いしたいと思います。

事業の対象としては、先ほどお話ししましたとおり、事業主体が大和町、実施主体はJAあさひなというふうになりますけれども、国から町へ委託を受けて農協へというような形になります。100%国からの委託事業になっております。

事業の内容につきましては、飛んで申しわけありませんが5の業務場所というところで記載しておりますが、落合舞野の農地に新たにイチゴハウス1棟を建てまして、太陽光発電やLED、ICT、情報通信等を取り入れ、先ほどお話ししましたとおりハウスの運用マニュアルとランニングコストの妥当性を検証するものでございます。検証に基づく調査データを総務省に報告するというような内容でございます。

このイチゴを栽培するのは、今回の震災で山元町から避難しておりますイチゴ農家の岩佐さんという方でございまして、この岩佐さんの指導のもとに作業をする、従事するモニターとして大和町から3名ほど予定しております。

ちなみに、この岩佐さんの奥様が山元町鶴巣の出身ということでございます。岩佐さんが将来山元町に帰られましても、地域の方が継続してイチゴ栽培できるようなモデル事業を実施するものでございます。

なお、このハウスは二重フィルム、空気膜のものでございまして、特殊フィルムを使用してミスト栽培ということで、余り水を多用しない方法での収穫となります。

別紙の4ページをごらんいただきたいと思っております。

4ページで写真載せておりますけれども、二重フィルム空気膜イチゴ栽培ハウスでございまして、特殊なフィルムを二重に重ねて被覆した後、そのフィルム間に送風しまして膨らませて空気層をつくることで高い保温性を得ることができるとされております。現在は寒さ対策としてプロ

パンガスをたいているというふう聞いております。

全体のスケジュールでございますが、3ページをごらんいただきたいと思いますが、事業実施計画工程表でございます。

まず初めに、国からの委託決定通知、2月下旬ころいただきまして、3月に国との委託契約を結びます。あわせて、町とJAとでの再委託というような形になります。その後、4月に定期的な協議会の会議、JAメンバー等への植物工場イチゴハウスの説明会、太陽光発電の説明会、WEB、これはウェブセンシング説明ということで、パソコンのやり取りの説明会、それからモニターの世帯選定、説明会の実施を予定しております。さらに、4月から5月にかけて、植物工場イチゴハウスの設備等に係る仕様書の作成、公告、入札、契約というようなことございます。6月には機器の設定をいたしまして、機器の運用を7月から12月まで行いまして、データの整理と報告書の作成を1月まで行い、2月には国、総務省の方へ報告書を送付する工程となっております。

なお、事業費につきましては5,000というのが上限でございます、例えば2,500万円と内示されたときは、その範囲内での事業を実施するというような形になっております。

すみません。では戻っていただきまして、また21ページの19節補助金でございますが、これは産直リース事業ほか3事業に係る精算確定見込みに伴います減額でございます。特に農業災害対策資金等利子補給費につきましては、原発被害に伴う畜産農家のつなぎ融資に係る利子補給を予定しておりましたが、利用がありませんでした。

それから、4目畜産業費でございますが、12節役務費につきましては、県から家畜伝染病予防事務費交付金が交付されたことに伴い通信運搬費を計上いたしましたものでございます。

25節積立金につきましては、肉用牛貸付事業運営基金の積立金を計上いたしましたものでございます。

5目農地費でございますが、19節負担金補助及び交付金の負担金、県営農業農村整備事業費につきましては、勝負沢ため池、八志田堰用水路改修に伴います負担金に係る精算確定見込みに伴う減額でございます。補助金、宮田ため池につきましては、当初予算で5款の農林水産業費で

計上させていただきましたが、その後地震被害にも遭いましたことから10款の災害復旧費に切りかえて対応させていただいたための減額でございます。

5目農地費の28、繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計の減額ということでございます。

6目の水田農業構造改革対策費の8節報償費と9節旅費、14節使用料及び賃借料につきましては、水田農業の先進視察研修の精算、確定に伴います減額でございます。

11節需用費の消耗品費につきましては、補助対応分として計上いたしておりましたが、精算見込みにより減額といたすものでございます。

19節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、水田営農条件整備事業として集団営農用機械整備事業がございますが、地震の関係で機械購入を見合わせた集落がありましたことによる減額でございます。

水田農業構造改革対策費につきましては、水田農業ビジョン達成のため各集落へ助成しておりますが、沿岸部との震災とも補償により面積が増加したことにより助成額を増額計上いたしましたものでございます。

22ページでございます。

6款商工費でございます。

1項2目商工振興費でございますが、19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金としての精算確定見込みによります町中小企業振興資金保証料の減額、補助金につきましては、町中小企業振興資金等利子補給費や商店街にぎわいづくり戦略事業、企業立地奨励金に係る額の確定見込みに伴い減額補正するものでございます。

3目観光費の11節需用費の修繕料につきましては、四十八滝運動公園浄化槽が地震等の影響により勾配、傾きが不良なことから、流れをよくするために修繕をいたすものでございます。

12節役務費の手数料につきましては、はんてんのクリーニング代など、保険料は火災保険料について精算確定見込みにより減額するものでございます。

13節委託料の業務委託料は、公園管理等に要する委託料が安価、安くなったことから減額いたすものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、山形県の尾花沢市、岩手県花巻市への交流事業参加に要するバス借上料等の精算見込みに伴い減額をいたすものでございます。

15節工事請負費につきましては、七つ森陶芸体験館の修繕工事に係る精算額の確定に伴う減額でございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

続きまして、23ページをお開きをいただきます。

7款土木費1項1目土木総務費13節の委託料につきましては、道路台帳作成業務委託の確定による減額でございます。

19節負担金につきましては、県道大衡仙台線建設促進協力会の本年度負担金につきましては徴さないとしたことによるものでございます。

続きまして、2項1目の道路維持費でございますが、11節需用費につきましては、町道権現堂線沿いに設置してございますせせらぎ水路の維持管理にかかります電気料の精算見込みによるものでございます。

13節の委託料につきましては、1月から2月にかけて寒波、大雪によりまして除雪、融雪に要した経費が当初予定しておりました額を大きく上回っておりますので、今後必要見込み額も含め補正をお願いいたしますのでございます。

2目道路新設改良費の12節役務費につきましては、町道柿ノ木線の不動産鑑定業務と、それから登記に要する経費を予定しておりましたが、地震により測量業務が本年度に延びましたことに伴いまして、本事業については翌年度対応ということにしたことにより全額減額をいたすものでございます。また、単独費として、交通ターミナル事業で待合室やバス停の上屋、それから駐輪場、これらにつきましては、道路区域内における建築物に該当いたしますことから、建築基準法に基づきます建築審査会の審査を受けることになりましたので、その手数料3万3,000円を計上いたすものでございます。

13節委託料につきましては、防衛補助事業による測量設計委託料の確定により減額をいたすものでございます。

15節工事請負費の国庫補助事業につきましては、工事費の確定により減額をいたすものであります。また、防衛補助事業につきましては、中屋敷1番線の舗装に要するものでございます。

17節の土地購入費、22節の補助金につきましては、町道柿ノ木線の用地買収、物件移転補償に係るものでございまして、これにつきましても地震により次年度に行うこととし減額をいたすものでございます。

次に、3項1目河川費の19節補助金につきましては、河川愛護会への補助金の確定によるものでございます。

続きまして、4項1目の都市計画総務費の1節報酬、9節旅費につきましては、都市計画審議会に係るものでございますが、付議案件がございませんでしたので減額をいたすものでございます。

11節需用費につきましては、都市計画の手引印刷代、それから13節委託料につきましては都市計画図作成業務委託の確定による執行残でございます。これの減額でございます。

また、18節の備品購入費につきましては、カラープリンターの購入の執行残でございます。

2目の下水道費28節繰出金につきましては、災害復旧費の確定に伴う下水道事業特別会計への繰出金でございます。

3目の公園費13節委託料につきましては、都市公園管理委託分におきまして震災により管理できなかった部分もございしますので、その精算見込みにより減額をいたすものでございます。

15節工事請負費につきましては、流通平5号緑地、流通平の西側斜面の緑地でございますが、県道沿いのところでございしますが、補助対象外工事がございしますので、それに係るものでございます。

5項1目住宅管理費でございます。これの12節役務費につきましては、通信運搬、火災保険料の精算見込みによるものでございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

続きまして、25ページをお願いいたします。

8款1項1日常備消防費でございますが、黒川行政事務組合への負担金でございますが、平成23年度、基準財政需要額の確定によります減額精算でございます。

2目非常備消防費でございますが、1節につきましては、消防団員数の確定による精算見込みによる減額、8節につきましては、団長表彰に伴う記念品代の精算見込みによる減額、9節につきましては、団員の出勤手当及び団員の教育研修でございますけれども、精算見込みによります減額、それから本年度は消防の教育研修というのが予定をしておったんですが、研修所が被災したことで研修が実施できなかったということによります精算見込みの減額でございます。

19節は、団員の福祉、共済掛け金に要する負担金でございます、団員数の確定による精算見込みによる減額でございます。

4目水防費でございますが、2月5日に落合桧和田地区で火災が発生いたしました、隣接する上桧和田水防倉庫の方に延焼がありました。消失いたしました水防倉庫の建設と、その中にありました資材の補充を行うものでございます。

11節につきましては、ビニールシート、土のう袋ほか防災資材の購入費でございます。

15節につきましては、水防倉庫建設に要する費用でございます。

5目災害対策費でございます。

11節につきましては、大和町の震災の記録誌ということで印刷をする予定にしておりますが、入札等によりましてその額が確定したことによります精算見込みによる減額でございます。

12節につきましては、地域防災訓練で使用する消火器の詰めかえ手数料でございましたが、地域防災訓練が雨天のため実施できなかったことによります精算見込みによる減額でございます。

13節につきましては、防災用携帯無線の免許申請の委託料でございますが、精算見込みによる減額でございます。

19節につきましては、宮城県地域衛星通信ネットワークの市町村管理負担金及び木造耐震改修工事助成金の精算見込みによる減額でございます。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

26ページをお願いいたします。

教育費についてご説明申し上げます。

9款1項2目事務局費の1節及び9節につきましては、心身障害児就学指導審議会等の報酬及び費用弁償につきまして、精算見込みにより減額するものであります。

25節につきましては、吉田在住の匿名の方より中学校図書の実充に役立てていただきたいといただきました寄附金100万円について、学校教育振興基金に積み立てるものであります。

2項小学校費1目学校管理費1節につきましては、学校医及び薬剤師の報酬につきまして、確定によります減額であります。

7節につきましては、プールの監視員の賃金で確定によります減額です。

11節につきましては、灯油の値上がりと今冬の厳しい寒さの影響によりまして消費が大分大幅に伸びたということで、灯油の補正をお願いするものであります。

12節につきましては、プールの水質検査料について確定により減額するものであります。

13節につきましては、教職員、児童の健康診断等の額の確定に伴う減額であります。

2目教育振興費の13節につきましては、特別支援教育支援員及び学校図書支援員の業務委託の確定に伴う減額補正であります。

18節につきましては、来年度から新たに鶴巣小学校に新設されます特別支援学級に必要とされる教材備品を購入するものであります。

20節につきましては、要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費につきまして、精算見込みによります減額でございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費です。

1節につきましては、学校医及び薬剤師の報酬につきまして、確定によります減額です。

11節につきましては、小学校費と同様、灯油の値上がり等によります燃料費の補正をお願いするものであります。

27ページをお願いいたします。

13節につきましては、教職員、生徒の健康診断等の額の確定に伴う減額であります。

14節につきましては、宮床中学校で難波からの通学用タクシー借り上げの精算見込みによります減額であります。

19節につきましては、補助金で東北中学校バレーボール、水泳、卓球大会及び全国の中学校卓球、水泳競技大会に出場に要した経費について補助をするものであります。

2目教育振興費7節につきましては、当初フィリピンからの転校生に対する日本語指導助手の賃金を予定しておりましたが、県費の職員の配置がなったことによりまして不用となり減額するものであります。

11節につきましては、中学校教科書が24年度から改訂されることに伴い、教科書及び指導書を購入し4月からの授業に備えるものであります。

13節の委託料につきましては、学校図書支援員業務委託及び特別教育支援業務委託の額の確定に伴う減額であります。

20節につきましては、要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費につきまして、精算見込みによります減額であります。

4目中学校建設費12節につきましては、宮床中学校屋内運動場の建築確認の申請手数料であります。

13節につきましては、宮床中学校屋内運動場実施設計委託業務の確定によります減額であります。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長 (森 茂君)

それでは、4項1目社会教育総務費でございますが、8節、9節、11節、14節につきましては、たいわっ子夢航路事業、震災によりまして中止、これにより精算見込みにより減額するものでございます。

19節につきましては、社会教育主事研修に係るものでございましたが、これは不参加によりまして精算により減額でございます。

続きまして、2目公民館費でございます。人件費の調整によるものでございます。

3目文化財保護費でございます。

1節につきましては、実績見合いによる精算見込みにより減額するものでございます。

7節につきましては、発掘作業員分の賃金の調整でございます。減額でございます。

8節につきましては、郷土史講座の謝礼につきまして、精算込みにより減額するものでございます。

9節につきましては、震災によりまして文化財担当者研修派遣取りやめに伴います減額でございます。

12節につきましては、現場で使っております携帯電話終了に係る実績見合いによる精算見込みによる減額でございます。

14節につきましては、文化財めぐりに係りますバス借上料につきまして、実績によりまして精算見込みにより減額するものでございます。

19節につきましては、全国民俗芸能保存振興市町村連盟並びに文化財保存会実績見合いによりまして確定によりまして減額するものでございます。

続きまして、29ページをごらんください。

4目まほろばホール管理費でございますが、施設の業務委託に伴います金額の確定に伴いまして精算見込みにより減額するものでございます。

6目森の学び舎活動費でございますが、児童生徒送迎用借上料につきまして、精算見込みにより減額するものでございます。

続きまして、9款5項1目保健体育総務費でございます。

4節については人件費の調整でございます。

続きまして、2目体育センター管理費でございますが、使用料の減額によります財源の振りかえでございます。

4目総合運動公園管理費でございますが、12節につきましては浄化槽清掃手数料、金額確定による精算による減額でございます。

13節委託料につきましては、施設管理点検委託業務委託料の確定による精算による減額でございます。

5目ダイナヒルズ公園管理費でございますが、13節については施設管理業務委託料確定に伴います精算による減額でございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

続きまして、30ページをお開きをいただきます。

10款の災害復旧費1項1目道路橋りょう災害復旧費でございますが、15節の工事請負費につきましては、台風15号関連の補助災の復旧工事によるものでございますが、すべて発注をいたしましたので、その請差について減額をいたすものでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 (千葉恵右君)

続きまして、10款2項1目総務災害復旧費でございます。

7節賃金につきましては、精算見込みによります減額でございます。

20節扶助費でございますが、これは震災で亡くなりました埋葬費の給付につきましてはの精算によるものと、それから黒川行政事務組合での火葬ということで、大人が93人、子供3人の火葬に要した費用でございます。災害救助法におきましては、宮城県から黒川行政に直接支払いということが不可能なために、一たん町で受けて黒川行政事務組合の方に支

出しようとするものでございます。なお、費用については、災害復旧費
国庫負担金により歳入を見込んでおります。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

続きまして、2目衛生・環境災害復旧費についてご説明申し上げます。

4節共済費及び7節の賃金でございますが、これにつきましては重点
分野の雇用創出事業の対応によります震災対応等の臨時職員2名の実績
によります精算見込みでの減額補正をお願いするものでございます。

次に、13節委託料につきましては、災害ごみ処理委託に係ります最終
の震災ごみ受入推計量が1万トンを超えます。そういった費用の、処理
に要します処理費用として追加しての補正をお願いするものでございま
す。

15節工事請負費につきましては、42件分の家屋解体撤去工事の実施確
定見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、6地区の集会施設復旧補
助の確定見込みによります減額補正をお願いするものでございます。以
上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

4目農林・商工施設災害復旧費でございますが、国の災害査定により
まして13節委託料につきましては、落合、相川、大松ため池等に係る実
績での委託料を計上いたしております。

15節工事請負費につきましても、同様に大松ため池等に係る工事請負
費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、補助金としての小災害復

旧事業の追加に係るもの、それから共同利用施設事業につきましては、
JAあさひなの落合ライスセンター、菌床シイタケ培養センター、鶴巢
ライスセンターに係る修繕について、東日本大震災農業生産対策交付金
を財源として助成するものでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

続きまして、5目土木施設災害復旧費でございますが、15節の工事請
負費に係るものでございます。その中で、土木施設災害復旧費の220万円、
これにつきましては、住宅の応急修理に要するものでございまして、120
軒分の修繕を予定しておりましたが、最終的に127軒となりまして不足す
る分について今回補正をお願いいたすものでございます。

それから、道路橋りょう補助災害復旧費につきましては、下水道復旧
工事を待って発注する道路災害復旧箇所28カ所分について、平成24年度
に実施することといたしておりますことから、これらの分について減額
補正をお願いいたすものでございます。

また、都市施設補助災害復旧費につきましては、流通平5号緑地にお
きまして復旧範囲の拡大による補正でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午後2時08分 休 憩

午後2時20分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

それでは、31ページお願いいたします。

6目教育施設災害復旧費です。

4節及び7節につきましては、震災対応臨時事務職員及びメンタルケア相談補助員の社会保険料及び賃金につきまして精算見込みによります減額でございます。

11節につきましては、国庫補助事業に要する事務費について計上するものであります。

13節につきましては、教育施設災害復旧工事設計業務委託につきまして、精算見込みにより減額するものであります。

15節につきましては、教育施設の災害復旧工事について精算見込みによります減額であります。

20節につきましては、被災者及び被災地からの転入者に対する就学援助につきまして、精算見込みにより補正をお願いするものであります。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

同じく10款災害復旧費3項農林水産施設災害復旧費でございますが、1目農業用施設災害復旧につきましては、台風15号に係るものでございまして、国の災害査定により、13節委託料につきましては、幕柳、小谷沢ため池に係る調査測量設計委託に要するものを計上いたしております。

15節工事請負費につきましても、同じく小谷沢ため池に係る工事請負費を計上いたしております。

19節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、小災害復旧事業に係る追加分を増額計上いたしております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

引き続きまして、4項文教施設災害復旧費1目公立学校施設災害復旧費でございます。これにつきましては、台風15号によります被害のありました鶴巣小学校ののり面復旧工事に係るものでございまして、11節につきましては、国庫負担事業に要する事務費についてお願いするものでございます。

13節につきましては、のり面復旧の設計業務委託につきまして精算見込みにより減額するものでございまして、15節につきましても同じくのり面復旧工事の精算見込みによります減額であります。よろしく願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

町民課長内海賢一君。

町民課長 （内海賢一君）

続きまして、議案書の30ページをお願いいたします。

議案第11号 平成23年度大和町国民健康保健事業勘定特別会計補正予算（第4号）でございます。

平成23年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,754万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億80万8,000円とするものでございます。

2項歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書の40ページをお願いいたします。

歳入、1款1項国民健康保険税は、今後の収納見込み額につきまして、1目は減額、2目は増額を見込みそれぞれ補正するものでございます。

3款1項国庫負担金1目療養給付費等国庫負担金2目高額医療費共同事業負担金、3目特定健康診査等負担金は、それぞれ確定により減額するものでございます。

3款2項国庫補助金1目財政調整交付金、3目災害臨時交付金、4目総務費国庫補助金は、それぞれ確定により増額するものであります。

5款1項1目前期高齢者交付金は、確定により減額するものでございます。

6款県支出金1項県負担金1目高額医療費共同事業負担金、2目特定健康診査等負担金は、確定によりそれぞれ減額するものであります。

2項県補助金1目調整交付金は確定により減額、2目民生費県補助金は確定により増額するものでございます。

7款共同事業交付金1項2目保険財政共同安定化事業交付金は、確定により減額するものでございます。

8款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金は、確定により減額するものでございます。

43ページになります。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、1節及び3節から5節までの繰入額の決定により増額補正するものでございます。

2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財源不足により基金を取り崩し繰り入れするものでございます。

10款1項繰越金2目その他繰越金は、前年度からの繰越金を追加補正するものでございます。

11款諸収入4項5目雑入の増額補正は、東日本大震災に伴い県国保連合会からのお見舞金でございます。

44ページの歳出になります。

1款総務費1項1目一般管理費は、4節は人件費等の調整でございます。

2目19節は、国保総合システムの稼働時期変更に伴います市町村分担金を追加補正するものでございます。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費、3目一般被保険者療養費、4目退職被保険者等

療養費のおのこの19節は、実績見込みによる追加補正でございます。

同じく、2款2項高額療養費1目から4目までの19節についてでございますが、1目は減額を見込みまして、2目は増額、3目と4目につきましては減額と、それぞれ実績見込みを見込んだ補正を行うものでございます。

3款後期高齢者支援金等1項1目は、財源の振りかえを行ったものであります。

5款老人保健拠出金1項1目につきましても財源の振りかえを行ったものであります。

46ページをお願いいたします。

6款介護納付金1項1目19節は、実績確定による減額補正を行うものでございます。

7款共同事業拠出金1項1目は、財源の振りかえを行ったものでございます。

2目保健財政共同安定化事業拠出金につきましては、実績確定による減額補正を行うものでございます。

8款保健事業費1項1目につきましては、特定健康診査等事業費の実績確定による減額補正を行うものでございます。

9款基金積立金1項1目25節積立金は、実績確定による減額補正を行うものでございます。

10款諸支出金1項1目一般被保険者保険税還付金から5目退職被保険者等還付金の23節償還金利子及び割引料は、それぞれ調整交付金確定による補正を行うものでございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

続きまして、議案書33ページをお願いいたします。

議案第12号 平成23年度大和町介護保健事業勘定特別会計補正予算でございます。

23年度の補正予算につきましては、次に定めるところによるものでございます。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ623万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億203万9,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書の51ページ、お願いいたします。

歳入でございます。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料につきましては、保険料の収入確定見込みによるものでございますけれども、東日本大震災の減免等も含まれております。

2款使用料及び手数料1項1目督促手数料につきましては、督促手数料の確定見込みによるものでございます。

2項地域支援手数料1目介護予防手数料につきましては、ホームヘルパー派遣手数料の確定見込みによるものでございます。

3款国庫支出金1項1目介護保険給付費につきましては、給付事業費の確定実績見込みによります国庫負担金の確定によるものでございます。次のページでございます。

2項国庫補助金5目介護保険災害臨時特例補助金でございます。これにつきましては、東日本大震災に伴います介護保険料、介護サービス利用料の負担分の一部が免除になりますことに対しまして国から補てんされる分でございます。

6目介護保険事業費補助金につきましては、平成24年以降、介護保険制度改正に伴いましてシステム改修に係る補助でございまして、2分の1ほど見込んでおります。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費負担金につきましては、介護保険給付費に対しまして社会保険診療報酬支払基金からの実績見込みによる負担金でございます。

2目の地域支援事業交付金につきましても、地域支援事業、介護予防

分、包括支援事業分につきまして、それぞれ支払基金からの実績見合いによる補正でございます。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金につきましては、国庫負担金同様の実績込みによる補正でございます。

3項県補助金1目地域支援事業交付金（介護予防事業）でございますけれども、国庫補助金同様、介護予防事業費に対します県負担金の給付実績見込みによるものでございます。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましても、それぞれ県補助金につきまして国庫補助金同様の給付実績見込みによる額の確定によるものでございます。

次のページ、お願いいたします。

7款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、1節から4節それぞれ精算見込みによる繰入金の確定によるものでございます。

2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金、2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金、それぞれこの特別会計精算見込みによります財源調整によるための基金への戻し入れでございます。

9款諸収入3項4目雑入でございますけれども、この給食サービス利用者負担金、これにつきましては、給食サービスの配食の収入27人分の実績見込みによるものでございます。それから、介護予防サービス費収入につきましては、包括支援センターに対する国保連からの事業収入でございます。これは介護予防プランの計画と策定見込みによるものでございまして、現在80件から100件ほど伸びてることによりまして収入がふえるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費の13節の委託料につきましては、歳入で説明いたしました制度改正に伴うシステム改修費の委託料でございます。

20節につきましては災害扶助費でございます。介護利用者サービスで震災に遭われた方々、その方々への減免分の支払い見込み、精算確定によるものでございまして、64人分でございます。

3項認定調査費1目認定調査等費でございます。

8節につきましては、認定調査員の補修の確定見込みによるものでございます。

13節の委託料につきましては、これは他県に入所されている方への認定調査費用でございますけれども、実績がないことのために今回ゼロとさせていただきます。

19節につきましては、黒川行政事務組合へお願いしております介護認定審査委員の審査会の委員報酬の実績見合いによる精算、減額でございます。

4項計画策定委員会費 1目計画策定委員会費につきましては、1節報酬につきましては、介護保険運営委員の実績見合いによる精算でございます。

9節につきましても、同費用弁償の精算でございます。

11節につきましては印刷製本費等の精算見込みによるもの、13節につきましては、第5期介護保険計画、現在策定中でございますがほぼでき上がりましたけれども、これのダイジェスト版につきまして大和町内全戸配布ということで省略版をこれから委託するものでございます。委託料につきましては70万円ほど見込んでおります。

次のページ、お願いいたします。

2款1項1目居宅介護サービス給付等でございます。これにつきましては、財源の調整でございます。

2目施設介護サービス給付費等につきましても、財源の調整でございます。

3目居宅サービス計画等費につきましては、ケアプラン作成実績見込みによる補正をお願いするものでございます。

4目地域密着型介護サービス給付等につきましては、財源調整をお願いするものでございます。

2項高額介護サービス等費 1目高額介護サービス等費につきましては、介護サービス利用者料の介護サービス利用料の限度額を超える部分につきましても給付等に対する補正でございます。

2目の高額介護予防サービス費につきましては、実績がないことによりまして予算総額全額を減額するものでございます。

3目高額療養合算介護サービス費につきましては、財源の調整をお願いするものでございます。

次のページ、3項1目介護予防サービス給付等、同じく2目介護予防サービス計画給付等につきましては、財源の調整をお願いするものでございます。

4項1目特定入所者介護サービス等費につきましては、19節につきましては居住費と食費負担を伴います入所者におきまして、所得の低い方に対する給付の実績見合いによる負担金の補正でございませう。

5項その他諸費1目審査支払手数料につきましては、財源の調整をお願いするものでございませう。

4款地域支援事業費につきましては、要介護、要支援状態になる前の介護予防事業でございまして、1項1目介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、主に特定高齢者の実態を把握するための事業でございまして、7節賃金につきましては、看護師、栄養士、歯科衛生士のそれぞれ賃金の精算見込みによる減額でございませう。

8節につきましては、認知症介護予防講座等の実績見合いによる減額でございませう。

12節につきましては、生活機能評価チェックリストの郵送料の実績見込みによる減額でございませう。

次のページ、お願いいたします。

13節委託料につきましても、生活機能、運動機能向上業務の委託料の確定見込みによる精算でございませう。

2目介護予防一般高齢者施策事業費でございませう。これにつきましては、元気な高齢者を対象に介護予防普及啓発等地域介護予防活動に要するものでございまして、7節の賃金につきましては看護師の賃金の実績見合いでございませう。

8節の報償費につきましては、生き生きサロンの出前講座の講師謝金の精算見込みによるものでございませう。

12節につきましては通信運搬費、13節の委託料につきましてはホームヘルパーの派遣業務の委託の精算見込みによるものでございませう。

2項包括的支援事業・任意事業1目介護予防ケアマネジメント事業費

につきましては、ケアプラン作成委託料の増によるものでございまして、介護支援マネジメント、介護予防支援業務の委託料の実績見込みによる増額でございます。

2目総合相談事業費につきましては、高齢者からの支援相談に関する業務でございまして、実績見合いの精算を行うものでございまして、7節賃金につきましては看護師の賃金の精算見込み、11節はコピー代等でございます。

3目権利擁護事業費につきましては、高齢者の虐待防止等に要する費用でございますけれども、8節、12節、13節とも弁護士さん等々の講師謝礼ほか高齢者虐待防止連絡協議会の委託料等の精算見込みによるものでございます。

4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、ケアマネジャースタッフの研修会に要する費用でございまして、実績見合いによる精算でございまして、講師謝礼の減額補正でございます。

5目任意事業費につきましては、高齢者の見守りに対する支援事業でございまして、12節につきましては安心コールセンターの機器の設置手数料1台分を補正するものでございます。

13節につきましては、安心コールセンターへの委託業務の精算見込みによるもの、14節につきましては、安心コールの機器のレンタル料の精算見込みによるものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、議案書の36ページをお願いしたいと思います。

平成23年度大和町宮床財産区特別会計補正予算(第1号)でございます。

予算補正につきましては、140万9,000円を減額いたしまして、総額を4,138万1,000円とするものでございます。内訳につきましては、第1表のとおりでございます。

事項別明細書62ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、第1款の財産収入から第4款諸収入までそれぞれあるところでございますけれども、まず利子と森林総合研究所分収造林管理費確定見込みによります減とするもの並びに22年度からの繰越金の措置により増としたものでございます。こうしたことによります財源調整を財産造成基金減額により調整を図ったものでございます。

63ページをお願いしたいと思います。

こちらにつきましては、歳出でございますけれども、財産管理につきましても、森林監視形態を変更したことによる予算の組み替えとなっております。

森林総合研究所分収造林管理費につきましては、事業量確定に伴います減額精算でございます。

4目諸費でございますけれども、農業集落排水事業補助金の確定によります減額措置をいたすものでございます。

もう一回議案書の38ページをお願いしたいと思います。

平成23年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。予算補正につきましては、125万2,000円を減額いたしまして、総額を490万4,000円とするものでございます。内訳につきましては、第1表のとおりでございます。

事項別明細書65ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますけれども、2款の財産収入につきましては、立木売払収入、送電線支障木17万4,000円、健康造林の収入が63万1,000円となっているところでございます。

3款基金繰入金につきましては78万3,000円の減額をしようとするもの、4款繰越金につきましては平成22年分についての措置でございます。

5款諸収入は、森林総合研究所支出金の事業量確定による減額となっております。

次のページでございます。

歳出でございますけれども、2款総務費1項総務管理費、3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、造林事業量確定に伴います減額精

算となっております。

4目諸費でございますけれども、立木売払収入につきまして分収造林契約に基づきまして措置いたしましたものとなっております。

再度議案書40ページをお願いしたいと思います。

平成23年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。予算補正につきましては、18万4,000円を減額いたしまして総額を508万9,000円とするものでございます。内容は、第1表のとおりであります。

事項別明細書68ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますけれども、財産収入につきましては、基金利子の確定見込みによる減額となっております。

2款基金繰入金につきましては、取り崩し額を58万7,000円減額しようとするものでございます。

3款繰越金につきましては、22年度分の措置でございます。

歳出でございますけれども、こちらの方につきましては作業員分の不用額の減額精算となっております。

財産区につきましては以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

それでは、議案書の42ページをお願いいたします。

議案第16号 平成23年度大和町奨学事業特別会計補正予算についてであります。

第1条の歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から42万を減額し、歳入歳出予算の総額を833万4,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものであります。

事項別明細書70ページをお願いいたします。

歳入です。

3款1項1目奨学事業基金繰入金、これにつきましては財源調整のため予定しておりましたが、基金からの繰入金につきまして減額しゼロとするものであります。

4款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金を措置するものであります。

5款2項1目2節奨学費貸付金元利収入につきましては、現年度分及び滞納繰越分の貸付金の返還金を収入見込みによりまして増額するものであります。

3の歳出です。

1款1項1目事業費の21節につきましては、貸付金の確定によります減額であります。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長内海賢一君。

町民課長 (内海賢一君)

続きまして、議案書の44ページをお願いいたします。

議案第17号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)でございます。

平成23年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,697万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,142万7,000円とするものでございます。

2項歳入歳出予算の補正等の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書の72ページをお願いいたします。

歳入、1款1項後期高齢者保険料は、今後の収納見込み額につきまして、第1目は減額、2目は増額を見込みそれぞれ補正するものでござい

ます。

3款1項1目は、人件費の調整による事務費繰入金の減額補正でございます。

2目は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う減額補正でございます。

4款1項繰越金は、前年度からの繰越金を追加補正するものでございます。

5款諸収入4項1目は、健診受託事業収入の確定による減額補正でございます。

5項1目雑入は、震災に伴う被災者支援制度の広報に係る経費を後期高齢者医療広域連合会から補助されたものでございます。

歳出になります。

1款総務費1項1目一般管理費13節は、健診事業委託費の確定による減額補正でございます。

2款1項1目19節負担金は、後期高齢者医療広域連合会への納付金の確定による減額補正でございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

それでは、議案書の46ページをお願いいたします。

議案第18号 平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてであります。

第1条の歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,605万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億3,937万7,000円とするものであります。

第2項といたしまして歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものであります。

第2条の繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用できる経費は、第2表繰越明許費による

ものであります。

48ページをごらんください。

災害復旧工事の補助であります。7件の契約で復旧工事を現在進めてございますが、そのうち6件の工事につきましては繰り越しをいたしまして、単独分につきましても補助災害との兼ね合いがありますので繰り越しをするものでございます。

議案書46ページにお戻り願います。

第3条の地方債の補正であります。地方債の補正は、第3表地方債補正によるものであります。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書の76ページからで説明を申し上げます。

76ページの歳入でございます。

1款1項1目下水道事業負担金につきましては、本年度収入見込み額によりまして補正をするものでございます。

2款1項1目下水道使用料につきましては、本年度の収入見込み額によりまして減額の補正をいたすものでございます。

3款1項1目下水道国庫補助金につきましては、補助事業に係る公共下水道事業費の確定及び災害復旧事業費の確定見込みによりまして減額補正をするものでございます。

4款繰入金につきましては本年度事業の精算見込み額による補正であります。特に災害復旧費の財源確定を見込んでの補正というふうなことでございます。

77ページをお願いいたします。

5款繰越金につきましては、確定額によりまして増額を補正するというふうなものでございます。

7款町債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債、現年災害復旧事業債の確定によりましての減額補正というふうなことでございます。

次に、78ページとなります。

歳出であります。

1款1項1目一般管理費であります。一般管理費、賦課徴収費、水

質規制費、これらに要する費用でございます。

12節の役務費につきましては、調定件数の増加に伴う取扱手数料の不足額につきまして補正をするものでございます。

13節の委託料につきましては、水質調査業務委託額の確定によりまして減額補正を行うものでございます。

19節負担金につきましては、流域下水道維持管理負担金の確定見込み額により減額の補正をするものでございます。

次に、2項1目下水道建設費であります。公共下水道単独事業費、補助事業費及び流域下水道建設費負担金に要する費用でございます。

主なものであります。13節委託料につきましては委託契約額の確定による減額の補正、15節工事請負費につきましては下水道の管渠工事及び災害復旧工事請負費、これらの確定見込みによりまして減額の補正をするものでございます。

19節負担金につきましては、流域下水道建設負担金の本年度の負担額の確定見込みによりましての減額補正というふうなことになってございます。以上でございます。

続きまして、議案書の50ページをお願いいたします。

議案第19号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,324万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,188万4,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

第2条の繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用することができる経費につきまして、第2表繰越明許費によるものでございます。

52ページをごらんいただきます。

災害復旧工事費についてであります。補助災害につきまして1件及び単独災害につきまして1件の請負契約によりまして現在復旧工事を進

めてございますが、その当該工事について繰り越しをするというふうなものでございます。

議案書50ページにお戻り願います。

第3条地方債の補正でございますが、地方債の廃止は、第3表地方債補正によるものであります。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書の82ページをお願いいたします。

82ページの歳入であります。

1款1項1目農業集落排水事業分担金につきましては、本年度収入見込み額により補正をするものでございます。

4款の一般会計繰入金につきましては、災害復旧工事関係の事業費の確定見込みによりまして減額補正を行うものでございます。

5款繰越金につきましては確定額によりまして増額補正、7款1項の国庫補助金につきましては災害復旧費の減額による補正であります。

8款1項の町債につきましても災害復旧費の減額による補正となっております。

次に、83ページの歳出でございます。

1款1項1目一般管理費4節共済費につきましては、職員人件費に係る補正でございます。

13節委託料につきましては、処理場運転業務の委託契約額の確定による減額補正でございます。

次に、2項1目農業集落排水事業建設費であります。

13節委託料は、災害復旧関係の委託契約額確定見込みによります減額補正となっております。

15節工事請負費は、災害復旧関係の補助事業及び単独事業工事費の確定見込みによります減額補正であります。

22節補償補填及び賠償金につきましては、水道移設補償費の確定見込みによります減額補正でございます。以上であります。

続きまして、議案書の54ページをお願いいたします。

議案第20号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第4号)についてであります。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,692万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,807万5,000円とするものでございます。

2項といたしまして歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものであります。

第2条の地方債の補正であります。地方債の変更は、第2表によるものでございます。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書の87ページからで説明を行います。

87ページの歳入であります。

1款の分担金及び負担金につきましては、震災被害、半壊世帯でありましたが、この災害減免、それらを減額したことによる補正となっております。

3款1項国庫補助金につきましては、災害復旧関係分を増額したことによる補正であります。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、管理費充当分の減額による補正でございます。

5款1項の繰越金につきましては、事業費の確定によります補正であります。

7款1項の町債につきましては、災害復旧関係事業におきます財源負担割合の確定によります減額の補正であります。

88ページの歳出でございます。

1款1項1目一般管理費13節委託料につきましては、浄化槽の保守清掃点検業務の委託契約額が確定したことによります減額補正となっております。

2項1目合併処理浄化槽建設費4節共済費につきましては、職員人件費に係る補正でございます。

13節委託料につきましては、災害復旧関係の業務委託費の精算見込み額によります減額補正でございます。

15節工事請負費につきましても、災害復旧工事関係の精算見込みによ

る減額補正となっております。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、吉岡西部地区に2基の整備補助を予定したものでございますが、今年度の補助金の交付の申請がなされなかったというふうなことでこれを減額補正とするものでございます。以上でございます。

続きまして、議案書の57ページをお願いいたします。

議案第21号 平成23年度大和町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

第1条総則です。平成23年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条の収益的支出であります。平成23年度大和町水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するもの。

支出でございます。

第1款の水道事業費用に30万5,000円を増額し、事業費用計を8億3,666万8,000円とし、1項営業費用にも同額を増額し8億678万2,000円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出であります。予算第4条、本文括弧書き中2億1,614万9,000円を1億2,355万6,000円に、過年度損益勘定留保資金を1億7,924万9,000円を8,665万6,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。

第1款資本的収入に529万9,000円を増額し、資本的収入額を9,367万6,000円とし、3項補助金にも同額増額し529万9,000円とするものです。

支出でございます。

第1款資本的支出を8,729万4,000円減額し、資本的支出額を2億1,723万2,000円とし、1項建設改良費にも同額を減額し1億3,768万4,000円とするものでございます。

第4条、議会の議決を経なければ流用できない経費でございます。職員給与費を24万6,000円増額しまして4,527万4,000円と定めるものでございます。

事項別明細書93ページをお願いいたします。

平成23年度大和町水道事業会計補正予算内訳書となります。

収益的支出であります。

1款1項1目浄配水費の手当及び法定福利費について精算見込みにより所要額を補正するものでございます。

94ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款3項1目国庫補助金であります。東日本大震災に伴う根古・若畑簡易水道に係る災害復旧工事として実施した升沢簡易水道から配水する措置として実施しました配水管の布設費につきまして、国の補助対象に認められたというふうなことから今回そのものについて補正をするものでございます。

次に、支出でございます。

1款1項建設改良費1目配水管布設事業費であります。予定をしておりました工事の一部につきまして、東日本大震災の影響もございまして次年度へ繰り延べしたことによる事業費の減額でございます。

2目水道施設更新事業であります。同様に予定していた事業、東日本大震災の影響により次年度に繰り延べしたことによる減額の補正となっております。

3目鶴巣落合線配水管強化事業費です。法定福利費について精算見込みによりましての所要額を補正するものでございます。

4目簡易水道事業費であります。この事業につきましても予定していた工事の一部につきまして、震災の影響によりまして事業を次年度に繰り延べしたことによる減額の補正でございます。以上であります。よろしく願いをいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は2月29日の午前10時です。

午後3時11分 延 会